

## 平成 18 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

### 1、本日の出席議員（ 45 名 ）

1 番	佐々木	勇	2 番	黒田	直孝
3 番	佐々木	春男	4 番	竹内	睦夫
5 番	飯尾	明芳	6 番	荘司	範彦
7 番	佐藤	元	8 番	斎藤	和夫
9 番	池田	甚一	10 番	板垣	英雄
11 番	宮本	久美子	12 番	工藤	久市
13 番	加藤	照美	14 番	長谷川	誠
15 番	佐々木	正雄	16 番	佐々木	正勝
17 番	竹内	賢	19 番	池田	好隆
20 番	梶原	澄夫	21 番	伊藤	知
22 番	佐々木	正己	23 番	村上	次郎
24 番	山田	明	25 番	高橋	二郎
26 番	飯尾	善紀	27 番	佐々木	弥四夫
28 番	佐藤	功	29 番	佐藤	文昭
30 番	小川	正文	31 番	本藤	敏夫
32 番	佐藤	範義	33 番	菊地	衛
34 番	宮崎	信一	35 番	伊藤	晃
36 番	須田	鉄郎	37 番	佐々木	元
38 番	齋藤	信義	39 番	池田	敏郎
40 番	佐々木	正明	41 番	市川	雄次
42 番	佐々木	栄	43 番	佐々木	春男
44 番	須田	金一	46 番	佐々木	正勝
47 番	榊原	均			

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	竹内 享一	参	事	佐藤 正
庶務係長	藤谷 博之	主	査	佐々木 美佳

#### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	教育長	三浦 博
総務部長	須田 正彦	市民部長	笹森 和雄

産業建設部長	金子 則之	象潟市民サービスセンター長	松野 勝弘
仁賀保市民サービスセンター長	阿部 五郎	金浦市民サービスセンター長	三浦 忠彦
教育次長	佐藤 定夫	ガス水道局長	宮崎 俊雄
消防長	高橋 誠	総務課長	斎藤 隆一
企画課長	竹内 規悦	財政課長	佐藤 好文
税務課長	佐藤 縫子	情報システム課長	池田 史郎
収入役室長 収入役職務代理者	斎藤 乃里子	選挙管理委員会 事務局長	佐藤 正記
国体推進室長	佐々木 秀明	市民課長	木内 利雄
生活環境課長	佐藤 侑	清掃センター長	柴田 正彦
健康福祉課長	阿部 洋子	福祉事務所長	佐藤 秀男
農林課長	大場 久	農漁村整備課長	伊藤 賢二
商工課長	斎藤 芳克	観光課長	長谷山 良
農業委員会事務局長	斎藤 利秀	建設課長	佐藤 家一
都市整備課長	阿部 誠一	下水道課長	佐々木 義明
教育委員会 学校教育課長	佐藤 和広	社会教育課長	斎藤 俊
文化財保護課長	安倍 溥	仁賀保公民館長	岩井 敏一
象潟公民館長	佐藤 文一	フェライト子ども 科学館長	森 浩一
白瀬記念館長	佐藤 金矢	象潟体育館長	斎藤 弘
管理課長	本間 正志	事業課長	須田 登美雄
熱量変更推進室長	小柳 伸光	消防次長	佐藤 吉晴
消防署長	下居 和夫	消防総務課長	中津 博行
消防予防課長	佐藤 松雄	消防警防課長	北岡 二人
消防通信指令課長	三浦 菊雄		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成18年3月8日(水曜日)午前10時開議

- 第1 議案第2号 本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び本荘由利広域市町村圏組合同規約の変更について
- 第2 議案第3号 本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分について
- 第3 議案第4号 本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更について

- 第4 議案第5号 冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて
- 第5 議案第6号 にかほ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について
- 第6 議案第7号 にかほ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定について
- 第7 議案第8号 にかほ市国民保護協議会条例制定について
- 第8 議案第9号 にかほ市地域振興基金条例制定について
- 第9 議案第10号 にかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例制定について
- 第10 議案第11号 にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第12号 にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第13号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第14号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第15号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第16号 にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例制定について
- 第16 議案第17号 にかほ市教育研究所設置条例制定について
- 第17 議案第18号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第19号 にかほ市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第20号 象潟ねむの丘条例制定について
- 第20 議案第21号 にかほ市温泉保養センターはまなす条例制定について
- 第21 議案第22号 にかほ市農業委員会委員の定数等に関する条例制定について
- 第22 議案第23号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第24号 市道路線の廃止について
- 第24 議案第25号 市道路線の変更について
- 第25 議案第26号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第26 議案第27号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第27 議案第28号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第28 議案第29号 平成17年度仁賀保町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第29 議案第30号 平成17年度仁賀保町国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第30 議案第31号 平成17年度仁賀保町国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第31 議案第32号 平成17年度仁賀保町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第32 議案第33号 平成17年度仁賀保町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第33 議案第34号 平成17年度仁賀保町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第34 議案第35号 平成17年度仁賀保町ガス事業会計決算認定について
- 第35 議案第36号 平成17年度仁賀保町水道事業会計決算認定について
- 第36 議案第37号 平成17年度金浦町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第37 議案第38号 平成17年度金浦町育英資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 第38 議案第39号 平成17年度金浦町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第39 議案第40号 平成17年度金浦町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第40 議案第41号 平成17年度金浦町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第41 議案第42号 平成17年度金浦町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第42 議案第43号 平成17年度金浦町ガス事業会計決算認定について
- 第43 議案第44号 平成17年度金浦町水道事業会計決算認定について
- 第44 議案第45号 平成17年度象潟町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第45 議案第46号 平成17年度象潟町旅客鉄道業務受託事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第46 議案第47号 平成17年度象潟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第47 議案第48号 平成17年度象潟町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第48 議案第49号 平成17年度象潟町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第49 議案第50号 平成17年度象潟町観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定について
- 第50 議案第51号 平成17年度象潟町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第51 議案第52号 平成17年度象潟町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第52 議案第53号 平成17年度象潟町ガス事業会計決算認定について
- 第53 議案第54号 平成17年度象潟町水道事業会計決算認定について
- 第54 議案第55号 平成17年度仁賀保地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第55 議案第56号 平成17年度仁賀保地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第56 議案第57号 平成17年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第57 議案第58号 平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）
- 第58 議案第59号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）
- 第59 議案第60号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）
- 第60 議案第61号 平成17年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第61 議案第62号 平成17年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第62 議案第63号 平成17年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第63 議案第64号 平成17年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）
- 第64 議案第65号 平成17年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第65 議案第66号 平成18年度にかほ市一般会計予算

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は45人です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第2号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び本荘由利広域市町村圏組合規約の変更についてから日程第65、議案第66号平成18年度にかほ市一般会計予算までの65件を一括議題とします。

議案第2号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び本荘由利広域市町村圏組合規約の変更についての質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号の質疑は省略し、質疑を終わります。

次に、議案第3号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分についての質疑を行います。

順番に質疑を許します。なお、発言は自席で行ってください。

なお、ここで皆様に御理解と御協力をいただきたいと思っております。これから本日議案質疑に入るわけですけれども、議員の皆さんは十分御理解していると思っておりますけれども、会議規則を十分お守りいただくと同時に、議案質疑に関しては、自分の意見をとうとうと述べることなく、簡潔にひとつ御質問をしていただきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

最初に、23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 23番村上です。

議案第3号、3ページになります。本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分についてですが、これまでのにかほ市 — 主として各学校になるかと思っております。あるいは社会教育の関係になると思っておりますが、利用状況の概略がどのようなだったかというのが一つと、もう一つ、説明では財産は由利本荘市に移行するということですが、負担金の関係などは触れませんでしたので、利用が今後自由ということの説明だったので、その後の負担等はないままで自由利用できるのかどうか、この2点についてお尋ねします。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 視聴覚教育センターのにかほ市内での利用状況でございますけれども、

このものについては、平成 16 年度の旧町別の利用状況は次のとおりでございます。

16 ミリのフィルムですけれども、旧町単位で申し上げますけれども、仁賀保町では 6 件、象潟町では 18 件、仁賀保地区では全体の件数が 133 件に対して 18% の利用でございます。

それからビデオテープでございますけれども、仁賀保町では 22 件、金浦町では 19 件、象潟町では 41 件、本荘由利全体では 456 件となっております。仁賀保地区全体では 18% の利用状況となっております。

平成 17 年度は 4 月から 2 月までの利用状況でございますけれども、16 ミリフィルムはにかほ市で 22 件、全体では 79 件でございますけれども、27.8% の利用となっております。

ビデオテープにつきましては、にかほ市で 47 件、由利本荘全体では 233 件、パーセントにしますと 20% の利用状況でございます。

その他の機器等でございますけれども、にかほ市では 12 件で、由利本荘市全体では 25 件で 48% の利用状況となっております。

それから 2 つ目の、利用は従前どおりとのことだが負担金はないままで利用できるのかという御質問でございますけれども、今後これらの業務は由利本荘市の教育機関に移管することとなっております。新たな窓口となる由利本荘市教育委員会と視聴覚教育協議会を設けて負担金を出し合い、従前どおり貸出しに対応することにいたしております。このため、二市の教育委員会による協議の結果、社会教育費に負担金 83 万円を計上しており、負担金は現在のところはない形で利用させたいということで検討しているところでございます。

議長（榊原均君） これでは議案第 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第 4 号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更についての質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 4 号の質疑は省略し、質疑を終わります。

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議案第 4 号の質疑を終わります。

次に、議案第 5 号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについての質疑を行います。17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 簡単にお伺いします。

市道整備計画の概要と、これまで検討されてきた観光レクリエーション施設等の整備計画、この内容について伺います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 辺地総合整備計画の変更についてのお尋ねでございますけれども、このものについては、市道整備計画等は釜ヶ台集落から県道冬師西目線に至る釜ヶ台 10 号線の拡幅改良工事等をやっております。この路線は、平成 13 年度と 15 年度に県道の冬師側から集落会館まで延長が約 195 メートルと、県道の西目側から 308 メートルそれぞれやってきておりますけれども、そういう形で今まで市道の整備計画をやっております。

また、観光レクリエーション等の整備計画でございますけれども、従前旧にかほ地区では観光レクリエーションの施設等の整備を辺地計画でやってきております。当地域には仁賀保高原のキャンプ場、そして食事ができる休憩施設のひばり荘、また、サイクリング等、巾山スキー場を今まで観光レクの辺地総合整備計画の中で対象事業として行ってきておりますけれども、今までいろんな形で辺地債を活用してきておりますけれども、これからについては、新しい市の総合発展計画の中で観光をどうするのかということ踏まえて、辺地総合整備計画を変更していきたいなというふうに考えておりますので、今日の現在の状況では、辺地の整備計画の中に観光レクリエーション等を今回は提示をいたしてはおりません。ということですので、新しく総合発展計画の中でもしやれるものがあれば、この辺地整備計画の中で対象事業として取り入れていきたいというふうに考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

議長（榊原均君） よろしいですか。

17番（竹内賢君） はい。

議長（榊原均君） これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号にかほ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定についての質疑を行います。17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） この条例制定の過程で、当然にかほ市職員組合との意見を聞く場があったというふうに思うわけですが、あったとすれば、職員組合の意見や、あるいはそのやりとり、どのような意見が出されたのか、伺いたいと思っております。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えいたします。

にかほ市の職員組合とは2月18日に団体交渉しておりますけれども、この件については、組合から直接意見は出されておられません。

議長（榊原均君） よろしいですか。

17番（竹内賢君） はい。

議長（榊原均君） 次に、19番池田好隆議員。

19番（池田好隆君） 条例の第3条1項の6号でしょうか、勤務成績の評定の状況というふうにあります。これからの問題かとも思いますが、勤務成績の評定についてどのように報告をさせ、それをどう反映させていくつもりか、もし現時点でお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お尋ねの件についてでございますけれども、このものについては、部長、課長との管理担当者が統一的な方法で評価し、成績区分づけしたものを報告することにいたしております。

また、どう反映していくかについては、ただ単に昇給の成績区分に使用するだけでなく、職員の能力等、また長所・短所をしっかりと把握しながら職務の割り当てや能力開発を効果的に行い、また研修等も行いながら個々の職員の質を高めることによって、結果としては本市の公務能力を向上

させるように反映させてまいりたいというふうに考えております。

議長（榊原均君） よろしいですか。

19番（池田好隆君） はい。

議長（榊原均君） 次に、23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 同じ11ページですけれども、2つ質問あります。

1つは、これまでこの58条の2でどのように対処してきたかどうか、変更があるのかどうかというところが1つ。

2つ目は、この条例新設の必要性ですが、これは市として必要でやるというよりは人事院地方公務員法、そういう関係等によるものと思われませんが、市としての必要性と、この条例を制定することによる、任命権者側から見てもいいし、職員側から見ても結構ですが、プラス面、あるいはマイナス面があったらお知らせ願いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） これまでの地方公務員法の第58条の2でどのように対処してきましたかという御質問ですけれども、このものについては、旧仁賀保町、金浦町、象潟町において、人事行政の運営等の状況に関する条例はなかったわけでありまして、よって公表はしていないというような状況でございます。

また、2つ目の御質問ですけれども、地方公共団体における人事行政の運営などの状況を住民の皆さんに公表することにより、よりその公平性や透明性を高めることが目的で条例を今回新設するものでございます。市民の皆さんに状況を知らせることによって、いろんなメリットは出てくると思いますが、デメリットは特段ないというふうに考えております。

議長（榊原均君） これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号にかほ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定についての質疑を行います。17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 最初に、市長に伺いますが、現実に日本の国が他国から武力攻撃を受ける危険性があると考えているのか伺います。

次に、にかほ市国民保護対策本部と緊急対処事態対策本部の具体的な任務について伺います。

それから2つ目は、第2条第3項の本部員とはどのような人を検討しているのか。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 日本の国が武力攻撃を受けるかどうかという私の考え方ですか。そうしたことはあってはならないと私は思っております。思っておりますし、これからも国が政治、あるいは外交を通してそうした事態にならないよう努力すべきだと思います。

ただ、私としても将来的なことは予測つきません。私もわかりません。わかりませんが、私はやはり市町村としては万が一のそうした事態に市民の皆さんの生命の安全と財産を守っていくという責任があります。ありますから、私は万が一に備えてそうした体制の構築と、あるいは具体的な行動計画、こういうものをつくっていかなければならないと、そのように思っております。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えいたします。

にかほ市国民保護対策本部と緊急対処事態対策本部の具体的な任務についてのお伺いですが、国民保護対策本部とは、法第 27 条以降に規定されておりますけれども、想定されている武力攻撃事態。1 つ目といたしましては、弾道ミサイルによる攻撃。2 つ目は地上部隊による着上陸の侵攻でございます。3 つ目が、ゲリラや特殊部隊による攻撃。4 つ目が、外国軍隊の航空機による空爆等がございます。

また、もう 1 点は緊急対処事業でございますけれども、このものにつきましては、例えば想定されていることが、例えば原子力発電所や石油コンビナートなどの危険施設への攻撃。2 つ目は、生物化学兵器等、多数の人を殺傷できる物質を用いた攻撃。3 つ目といたしましては、駅や空港などの大規模集客施設への攻撃。4 つ目といたしましては、例えば航空機による自爆テロ等の交通機関を利用しての攻撃等でございます。こうしたことの任務についての具体的な任務についての緊急対策本部というふうを考えております。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 国民保護対策本部というような形ですが、ミサイルとか、例えば、今新聞等で北朝鮮のほうからという 15 分だと。そういうものにした場合に、具体的に国民対策本部というのはどういう指揮命令とか、そういうものを受けてやることになるというふうにお考えですか。これが 1 つであります。

2 つ目は、戦前 1938 年国家総動員法というものができて国民が戦争に駆り立てられたという実態がありますけれども、今回のこの国民保護法と国家総動員法との違いについて、市長としてはどういうお考えを持っていますか。この 2 つをお聞きします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 当然、国からの司令の中でそうした対策本部を立ち上げていくわけですが、私は確かに法律的には弾道ミサイルとかの攻撃とかという話でありますけれども、具体的に戦争を想定しての考え方は持っておりません。万が一そういうふうな形になったときには、行政として今やれるべきことをやっていくということで、その条例をお願いしているということです。

後段のことについては、私はお答えする立場にはないと思っています。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） これ 3 回目の質問ということじゃなくて、2 回目の今、「お答えすること」というのは、国家総動員法というのがあって、これと法律家から言うと、かなり似通った、国民が戦争にそういうふうにして協力をさせられると。実際に協力させられる内容になっているわけですから、そういうことについて国家総動員法との違いがありますかということを知りたいわけですから。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 国家総動員法とはちょっと内容が異なっているというふうに、私どもは感じております。というのは、国民が協力の要請に応ずるか否かは任意としております。義務とはしないというふうになっておりますので、国家総動員法とは異なっているというふうに理解をし

ているところであります。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 今の総務部長のお話は、やはりおかしいと思います。任意というような話でしたが、昔、やっぱり例えば訓練に出ないとかそういうことで、協力できない体の人とか、あるいは妊婦とかそういう人方に対して、国民までが「非国民」というようなレッテルを張ったという実態があるわけですよ。したがって、今回こういうふうにして任意でありますと。例えば、病院に対して患者の搬送とか、あるいは看護婦を出してくれとか、こう言われた場合に、私のほうは手いっぱいではできませんよといった場合に、任意ですから協力できませんと言うことができるんですか。それが1つであります。

それからもう一つは、参加も、あるいは家を、自衛隊がここを、軍隊が通らなければならない、戦車を通さなければならないので家を壊しますよ。いや俺の家だから壊してはだめですよ。こういう場合に拒むことができる内容になっていますか、法律そのものが。したがって、それについて皆さんのほうでもそれをどういうふうにして対処するお考えですか。

それから、3つ目は、本部員の話が出ていましてしたが、実際に指揮命令というかそういうことを対策本部ということで市につくった場合も、自衛隊が具体的な指揮命令に入るということになりませんか。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 後段のほうについては、総務部長がお答えしますけれども、15年の6月に事態対処法関連の有事関連三法が成立したわけです。それに基づいて国民保護法ができたわけです。私は今は、自衛隊で家を壊すとか何とかという議論の場ではないと思います。私は、あくまでも、これからの行動計画はこれからつくっていくことになりましてけれども、やはり万が一の場合に備えて我々は何もしないというわけにはいかないと思うんです。ですから、今こういう法律ができてい以上、国県市町村が連携して万が一の場合に対応していかなければならないということでこの条例をお願いしているということです。

議長（榊原均君） 次に、答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 本部員の関係ですが、このものについては、本部員は助役、教育長、消防長、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命するということになっております。

議長（榊原均君） 次に、23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 竹内議員が質問した対策本部の具体的な任務については、答弁ありましたから省略して結構です。

1つ目なんです、今、市長は戦争を想定しての考えは持ってないと、こういうふうに答弁しておりますが、現実的に考えて、このにかほ市として本当に必要性を感じているのかどうか。これは国のほうで保護法を決めて市町村でもやらなきゃいけないと、こういうことでやるしかないように思うんですけれども、現実性は極めて薄い、こういうふうに思うわけです。今ごろになって万が一に備えるというその必要性はどこにあるのかということをお尋ねします。

もう一つは、憲法では前文で戦争はしないとこういうふうにして、9条では交戦権はないと、軍

備を持たないと、こういうふうになっておりますが、次第次第に戦争する方向に強まってきている。こういう流れの中で、今ごろになって出てきているわけですが、本来であれば、ますます年を追うごとに平和な世の中、外交ですべてを話し合いで解決する、そういうのでいくべきで、それがあべき姿だと思うんですが、憲法との関係、必要性それについてお尋ねします。

それから、国民をどのようにして保護するのか。これは国のほうからいろいろ指揮来るからということで、答弁する立場にないということのようですけれども、やはりこのにかほ市として条例をつくるからにはいろいろ想定をして、この場合はこう、ああいう場合はこうとなればいけないと思うわけです。その点についてどうでしょうか。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 具体的な行動計画については、にかほ市に合った形でものを当然つくっていかなければならないと思います。確かに、不合理な面もあると思います。ミサイルの場合は時間的な問題ということもあるでしょうし。けれども、やはりこういう法律ができた以上、我々も国、県、そして市町村が力を合わせて、万が一の場合に備えていくということは私は必要だと思っております。

それから、憲法のございませけれども、これは国民の皆さんが選んで国会でそのものが決まった法律です。この場で憲法とのかかわりということは、私は控えさせていただきたいと思いません。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） どのような市民保護をするのかというお尋ねのようでしたがけれども、1つ目といたしましては、警報の伝達、避難実施要領の策定、そして関係機関との調整、その他の住民の避難に関する措置を一つとして考えております。

2つ目といたしましては、例えば救難の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民の救援に関する措置も計画をしていかなければならないというふうに思っております。

3つ目といたしましては、市民保護の避難の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置をいたしていきたいというふうに考えております。

また、4つ目としては、水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置。

また、5つ目といたしましては、武力攻撃災害の復旧に関する措置等も市民の保護のためになるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

議長（榊原均君） 村上次郎議員。

23番（村上次郎君） たしか憲法99条には、裁判官とか、あるいは内閣の主要な人、あるいは公務員、地方公務員含めて憲法を守るということの立場でなければいけないというふうに明記されているわけです。ですから、ここで憲法云々ということは適当でないというのはちょっと当てはまらないんじゃないか。特に、大多数の人が地方公務員になる際に誓約書を書いています。それには日本国憲法を守るということで制約をして今の職についているわけです。ですから、憲法の関係については、やはりそれぞれ明確な立場で仕事に当たるということでなければいけないと思うので、

再度、憲法とこの条例との関係をどのように考えるか質問します。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 憲法の関係でございますけれども、私はこの場で憲法とこの条例のかかわりというのは議論すべきではないと思っています。これは憲法をいろいろ議論しながら国会で決まった法律に基づいて条例を定めるものでございますから、私はここで、何回も申しますが、憲法とのかかわりについては議論する気持ちはございません。

議長（榊原均君） これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号にかほ市国民保護協議会条例制定についての質疑を行います。17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 3点お伺いします。

1つ目は、国民保護協議会の委員を任命する基準について伺います。

2つ目は、専門委員の調査について、専門委員の人选基準と具体的な調査内容についてどのようなものがあるのか伺います。

3つ目は、国民保護協議会の任務として国民保護計画の策定があります。その際に、基本的人権や報道の自由、協力を強制しない、訓練への自主的参加の保障、これらがきちんと保障されるのかどうか。さらに協議会の会議の公開をすることができるのかどうか。するつもりがあるのかどうか伺います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） どのような委員を任命する基準についてのお伺いですが、1つ目といたしましては、関係指定地方行政機関の職員、そして当該市町村の属する都道府県の職員、また当該市町村の職員、関係指定公共機関または指定地方公共機関の職員、国民の保護のための措置に関して専門的な知識、または経験を有する者のうちから市長が任命したいというふうに考えております。ただいまは専門委員でございますけれども、協議会の委員ですけれども、1号から8号までの委員を考えております。その委員の選任は、例えば1号委員は、当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員。2つ目といたしましては、自衛隊に所属する者。3号委員といたしましては、当該市町村の属する都道府県の職員、4号委員といたしましては、当該市町村の助役、5号委員といたしましては、当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長、またはその指名する消防吏員。6号委員については、市の職員、7号委員については、当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員というふうに考えております。8号委員といたしましては、国民の保護のための措置に関し専門的な知識、または経験を有する者というふうになって任命をいただきたいというふうに考えておりますけれども、任命する基準は特に明確に定めているわけではございませんが、にかほ市の防災会議委員との重複も可能なため、例えば職歴、人物、地域等を考慮し、その地域に少しでも明るい方々を選任していきたいというふうに考えております。

会議の公開については、選任された各委員の意見も取り入れながら、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 委員の任命については、1号委員から8号だというお話でした。自衛隊も当然入ると。

もし皆さんが想定する緊急事態等が起きた場合に、例えば九州で起きたと。そういう場合もこういう条例による会議等、そういうものが開かれるのかどうか。それが1つです。

それから、先ほど答弁ありませんでしたが訓練への自主的参加の保障とか、あるいは基本的人権、あるいは協力を強制しない、こういうものについてきちんと保障されるのかどうか、答弁ありませんでしたのでお願いしたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） そういう武力攻撃事態等に至ったときにつきましては、内閣総理大臣が対処の基本方針案を作成し閣議で決定されることになっております。その際、一緒に対策本部を設置すべき地方公共団体の指定についても閣議の決定で決まることになっております。ですから、九州で、例えば武力攻撃が起きて、にかほ市のほうにそういう対策本部をつくれということにはならないんじゃないかなと。指定をされるということになっておりますので、そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

保障ということでございましたけれども、国や地方公共団体は要請に基づく協力があつた場合についてでございますけれども、市民が死亡、負傷等した場合は、その損害を保障するという形に…

…。

それから、あと、国民に協力できる場合の設定の方法ですけれども、例えば1つ目は、住民の避難や被災者への救援の援助、2つ目は、消火活動、負傷者の搬送または被災者の救助の援助、3つ目は、保健衛生の確保に関する措置の援助、4つ目は、避難に関する訓練の参加というふうに挙げられております。これらの要請に対しましては、例えば市民の協力の要請を行う場合は安全の確保に十分配慮すると。2つ目は、市民が協力の要請に応ずるか否かは任意としておりますけれども、義務とはしないというふうになっております。3つ目は、国や地方公共団体は要請に基づく協力をした場合については、市民が死亡、負傷等した場合はその損害を保障するというふうにうたわれております。また、4つ目といたしましては、国や地方公共団体は、市民の自主的な防災組織やボランティアの市民の保護のための活動に対し必要な支援を実施するというふうにうたわれております。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 軍隊の場合は、そこで何か起きた場合に、市民を国民を本当に保護することが第一に考えられるとお考えですか。そこで起きたことに対して対処をすることであつて、国民を保護することが本当に第一義的に軍隊がやる任務があるというふうになっていると思いませんか。過去の例を引きながら伺いたいと思います。満州でもそういうことはありませんでした。そのことを市長にひとつ伺います、そのことについては、軍隊というのはどういう任務がありますかということ。

この保護協会の専門委員についても、自衛隊が入るわけですから、自衛隊の任務というのは国民を保護する第一義的な任務になっているのですかということを伺います。

それから2つ目は、会議の公開については委員の皆さんの意見で柔軟にというお話でしたが、私

は行政の責任のある立場としてきちんと公開しますよと、そういうふうに言うべきだと思うんですが、その点についてさらに伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 1点目、答弁、市長。

市長（横山忠長君） 攻撃がある場合は、自衛隊は攻撃しているほうに向かって攻撃はするでしょう。ただ、これは自衛隊をメンバーに入れるというのは、自衛隊の方のいろんな知識、そういうものを取り入れながら市民を守っていくという観点だと思います。

いずれにしても、万が一そういう形になったとき、例えば訓練への — 訓練はこれいいんですけれどもね、市民全体でこのことに対応していかなければできないことだろうと思います。ですから、私は自衛隊は自衛隊の役割があるでしょう、そのときには、そうすれば我々市民としては、市民の命を、あるいは財産を守るために市民が力を合わせてやるしかないだろうと、私はそういうふうに思っております。

それから、公開については本当に柔軟に公開して結構だと私は思っています。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 満州の件については、私は戦後生まれですので、よくわかりません。私が見た、例えば資料とか映画の「赤い月」の中では軍人も国民をかなり保護しているように見受けられていますので。私はそういうことで、そのものについては詳しく認識しておりませんのでお答えにならないかもしれませんが、御理解いただきたいと思います。

議長（榊原均君） 次に、23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 協議会の公開について答弁では柔軟にということでしたが、公開するのもしないのか、お答え願いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 柔軟に対応したいということでございますので、できるだけ公開をしたいというのが原則でございます。

議長（榊原均君） 村上次郎議員。

23番（村上次郎君） できるだけしたいということは、しないこともあり得るということを含んでいるのかどうかお尋ねします。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 大変難しい質問でございますけれども、このものについては、いろんな事態等がどういう性質のもの、直接例えば市民にかかわりのあるもの、そういう場合には公開すると。ただ、いろんな諸会議等のものについての公開等については、今のところ「できるだけ」という形にさせていただきたいなというふうには思っております。できるだけということですので、公開を原則にしたいというふうに思っています。

議長（榊原均君） 村上次郎議員。

23番（村上次郎君） そうすると、市民の知らない間に会議が開かれてその内容が検討される。そして決まったことだけが市民に押しつけられる。こういうことが懸念されるのですが、そういうことはあり得ますか、ありませんか。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） そのものについては、市民の皆さんにできるだけ、例えば公開しなくても広報等でいろんなお知らせすることもできますし、そういう形に切りかえさせてもらうものもあるかもしれませんが、公開を原則としたいというふうに考えております。

議長（榊原均君） これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号にかほ市地域振興基金条例制定についての質疑を行います。17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 合併特例債を活用して10年間で18億を上限に基金積み立てができるという、そして運用益を目的達成のために使用すると説明がありました。この低金利時代の現在、運用益というのは多くを求めることができるとお考えですか。具体的に第1条で設置目的、市民の連帯強化、地域振興を図るためいろんな事業をやるというふうにあると思うんですが、この条例制定に当たって行政のほうで検討したと思います。どのような論議がされて、どのような事業というふうにして具体的にお話があったのか伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） この基金については、合併特例債を活用して積み立てると。利益は、本当に今言われたとおり、利益は生まれてきません。ただ、こういう条例がなければやはり起債も起こせませんので、この条例をつくって10年間はこの運用利益で幾らかでも活用していきたい。ただ、10年後以降、以降については我々もいろいろ話し合ったんですが、10年間は崩すことはできません。崩すことはできませんので、11年以降になると地方交付税も激減の形で5年間で落ちていくわけです。地方交付税算定も。そういう形の基金にも10年後には対応できるのではないかなと、そういう形で考えております。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） わかりました。

それで、その場合に、一般的ないわゆる積み立て終わって、10年間で積み立て18億なら18億起債をして終わりましたと。で、一般財源として特別の事業を連帯強化や地域振興を図るというようなことがなくても、これは使えるというふうにして、目的外ということにはなりませんけれども、そういう形でいわゆる一般財源として使っていくと、取り崩していくと、こういう形も考えられるわけですか。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） そのとおりでございます。11年後以降、一般財源化しながらこの基金を活用していきたいと思っております。その段階では、この基金条例も廃止という方向でいきたいと思っております。

議長（榊原均君） よろしいですか。

17番（竹内賢君） はい。

議長（榊原均君） これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号にかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例制定についての質疑を行います。9番池田甚一議員。

9番（池田甚一君） 議案番号10、にかほ市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例制定についてでございます。

条例第2条中にある申請資格についてありますけれども、この資格等とはどういう資格のことをいうのか、説明していただきたい。

それから、2つ目でございますけれども、指定管理者の選定に当たり、選定基準やら、あるいは選定委員会などの公平性や透明性をどう保つのか伺いたいと思います。

それから、3つ目に、指定取り消し要件について、どのような場合を想像されての条例なのか。どのようなことになれば取り消しを命ずるのかを具体的な例を挙げてひとつお願いしたいと思えます。

それから、4つ目でございますけれども、現在の象潟地区にある開発公社、にかほ市にある開発公社などの団体を今後どのように取り扱っていくのか。現在の構想がありましたらお知らせ願いたいと思えます。

以上でございます。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 申請者の条件、資格等でございますけれども、具体的には施行規則、または募集要項で定めたいというふうに考えております。

申請資格は、法人その他の団体で、公募を原則にいたしたいと。ただ、具体的には施行規則内に募集要項で定めることができますので、できればにかほ市内の方々からの施行規則の要件を入れていきたいなど。「はまなす」や「ねむの丘」については、市内に常設する事務所を有する団体を考えております。

資格等については、次の事項に該当する方々は資格外というふうに解釈していただきたいと思えます。例えば、1つは、法律行為を行う能力を有しない者。2つ目は、破産者で復権を得ない者。3つ目といたしまして、地方自治法施行令第167条の4の第2項に規定する、市における一般競争入札等の参加を制限されている者。4つ目といたしましては、同法の施行令第244条の2の第11項の規定による指定の取り消し — 一般競争入札の取り消しを受けた者。それから5つ目といたしましては、指定管理者の指定を委託とみなした場合、法第92条の2地方公共団体の議員の兼業の禁止、また、地方公共団体の長の兼業の禁止、そして公共団体の委員の兼業禁止に抵触するものについては資格外というふうにみなしております。また、国税及び地方税を納税する義務がある者において、その全部、または一部を納付していない者については資格外というふうに理解をしていただきたいというふうに思えます。

2つ目の、選定に当たり基準や公平性をどう保つのかという御質問でございますけれども、選定に当たっての基準については、条例の第4条に選定の方法等として盛り込んでおりますけれども、公募等に当たっては、これまでの施設の管理運営状況や利用状況等を提示していただくことになっております。これらをもとに、申請者が提出する計画書、収支計画書から、サービスの向上、施設の目的が最大限に発揮されること、また、経費の縮減が図られること、管理運営に対する器量及び能力などを選定の基準に照らして、総合的な判断のもとで審査をしてまいりたいというふうに思っ

ております。

なお、選定に当たっては、指定管理者の選定を公平かつ適性に行うため、規則で公の施設の管理及び運営についての識見を有する者5人以内を市長が委嘱するという形に考えております。また、意見をこの方々から聞くことにしております。透明性を持たせる必要性から見ましても、選定基準を各項目ごとに点数化をしながら、どのような方法により総合的に判定したほうがいいのか、明確な審査基準をつくっていききたいというふうに思っております。

また、厳正な審査により事業所の能力を判定する必要があるというふうに理解をいたしております。

いずれにいたしても、制度がいろんな手探り状態の中で進めている段階ですけれども、大いにこれから研究しながら努力していきたいというふうに考えております。

また、3つ目の指定の取り消しの要件についてですけれども、この制度の信頼性を確保しながら進めていかなければならないわけですが、今後とも安定して、また定着させていくためにも新たなチェック機能が必要と考えております。指定管理者が事業実施計画により主体的に管理運営していくものでありますが、設置者である市としてこの計画に沿った管理運営ができているかどうかということで、適時または随時、報告を求めて、また、必要な指導や是正を行うことを考えております。

例えば、質の高いサービスの確保ができているか、そういう点も監視を行っていきますけれども、指定の停止や取り消しや行政処分に当たる性質を有するものでありますので、管理の適正を期するために市長等が行う必要な指示に従わない場合については、取り消しという形に考えております。

また、指定管理者の責に帰すべき事由により指定管理者として規模及び能力等管理を継続しがたい理由が認められたとき、また、施設の管理が困難になった場合、市の改善勧告に対し定められた機関において改善できなかった場合などは、指定の取り消しを考えております。

それから、4つ目の開発公社等の団体を今後どう取り扱うかということでございますけれども、いわゆる第三セクターの件であると思っておりますけれども、現在にかほ市には、ねむの丘の管理運営を委託している財団法人にかほ市開発公社と金浦温泉雇用センターを管理運営している株式会社金浦観光開発があります。いずれもこれまでの実績、専門性、技術、人材などの経営のノウハウから、指定管理者としての十分な能力を有するものというふうに考えております。制度の目的であるサービスの向上、施設の有効活用、また経費の削減などは、今後積極的な事業実施計画の見直しや経営努力を行うことにより十分可能であると考えております。

また、公募を選択した場合、新規参入団体との競合によりまして、現在の多くの雇用が確保されなくなるおそれがあることは大きな懸念材料でありますけれども、条例等にうたわれているように市内の方々が公募に応ぜられるような要項も考えておりますので、そういう形で今回の指定管理者の指定の手続に関しては条例についてはそういう策定をいたしているところであります。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） これから、「ねむの丘」、あるいは「はまなす」、これが今総務部長からお話ししたように、それぞれの株式会社、あるいは財団法人が管理運営しているわけですが、

これを指定管理者制度で競争させた場合、例えば負けたということになりますと、今の職業をどうするかという問題も出てくるわけです。ですので、これも初めての事例でございますので、「はまなす」と「ねむの丘」については、この第5条の第1項5号ですね。「前各号に掲げるもののほか、特別な事情があると認められるとき」という形の中で、雇用問題に大きく響いていきますので、これは指定管理者を指定するときには議会の議決を必要としますので、何とか6月の定例議会に提案したいと思っていますので、私は今までどおり、「ねむの丘」については開発公社、それから「はまなす」については株式会社のほうに引き続き委託をお願いしたいなど、このように考えておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（榊原均君） 9番池田甚一議員。

9番（池田甚一君） 最後に市長がおっしゃられましたけれども、この後、何も無いわけですが、ただ、この条例は協定を結ぶということですので、何も契約とか請負を結ぶ条例ではないわけですので、私がさきに質問した心配があったわけでございますけれども、答弁によってわかりました。

ただ、これも指定取り消し要件について、選定が議決事項でありながら指定取り消しが議決事項に入らないのはどういう理由なのか、それをお伺いしたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 指定取り消しについてでございますけれども、このものについては、準則では示されておりません。準則の中ではそういう要綱はうたわれておりませんので、今回そういう形で条例を制定いたしておるといふふうに理解していただきたいと思います。

議長（榊原均君） よろしいですか。

9番（池田甚一君） はい。

議長（榊原均君） 次に、17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 3点質問しておりましたけれども、2点目の第7条2項、これ「7」となっていますが、「6」の誤りです。これは今の池田議員の質問に対する答弁でわかりましたから、残りの2つについて伺いたいと思います。

いずれ、全国的な流れというか、今の行政改革、規制緩和、こういう形の中でふえてくると思うんです。その場合に、全国的な規模の法人や、あるいは団体が指定管理者に応募することも考えられます。そういう場合にどのように考えているのか。仮定の話じゃなくて、具体的に、全国的に、それを仕事とする、事業とするというところが出てきていますから、今回の場合は「ねむの丘」と「はまなす」ということでございますけれども、いわゆる公的な施設ですね、そういう場合もあるわけですので、この点について伺いたいと思います。

それから、第7条2項で8項目の協定事項が規定されていますが、これまで働いている従業員の身分や労働条件について、保障されるように、市として、行政機関としてきちんと求めていくことができるのかどうか伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 条例制定の件ですけれども、このものについては、例えば公募によら

ないで、例えば指定管理者の候補者の選定等も行うことができることになっています。これは第4条の5に、「その他市長等が必要と認めて定める基準」という形になっています。そういうことからいたしまして、先ほども申し上げましたけれども、公募について規定はされておりますけれども、例えば全国的な規模の法人や団体が来ることも可能でありますけれども、施行規則でその辺については市内の団体ということもうたうこともできますので、そういう形にさせていただきたいというふうには今のところ考えております。

秋田県の身近な近隣の市の例を見ましても、募集要項などで県内、あるいは市内の産業振興を図る目的から公募範囲を特定している例が多く見られております。本市も公募範囲を市内に常設の住所を有すると認められる法人、その他の団体というふうに限定したいというふうに考えております。

それから、勤務されている方々の保障等でございますけれども、例えば全国的な規模のこういう指定のものについては満額保障するという形にはなっていないのが現状のようでございます。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 大体わかりましたが、そうすると、まず施行規則の中で市内に住所を有する事業所とかそういうものに限定するというので、そうすると全国的なとか、あるいは県内とか、そういう形では今回の条例で制定をして、そのもとに施行規則をつくるということになると、そういうものは参入できないという、そういうことの条例の内容だと、こういうことでいいんですか。

2つ目は、そうなった場合でも労働条件や、あるいは従業員の身分について、市として選定して指定するわけですから、そういうことについては、いわゆる劣悪にならないようにとか、あるいはリストラしないとか、そういう形での求め方はできるというふうに考えていいんですか。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） そのものについては、例えば、両方で、「ねむの丘」とか第三セクター、市内にありますものについては、どちらでもとれるような方向づけをしております。例えば農集排の維持管理等、そういうものについては、例えば市内に適当な業者がいなかった場合は、この条例の4条と5条に振り分けて運用したいというふうに考えております。

また、施行規則の中で、そういう形で例えば指定管理者の公募については行いたいというふうには先ほどから申し上げておりますけれども、市内のものについては、例えば、そういうものについては、労働者の雇用については、できるだけその形で確保していただきたいと。ただ、全国的な規模のものによりますと、そのものの例えば管理者の考え方がございますので、一概には言えないというふうに思っております。

議長（榊原均君） 次に、19番池田好隆議員。

19番（池田好隆君） この指定管理者制度、これにつきましては第4条に規定がありますとおり、サービスの向上、あるいは経費の縮減、これが大きな目的でありますけれども、ただこれの側面として、公の施設の管理運営を視点を変えた形で管理運営をしてサービスの向上を図る、そういったことが可能な場合は地域経済の活性化にもつながると、こういった側面も言われております。そういった関係から、この手続条例の関連ということでお尋ねをいたしたいと思っております。

2つの施設についていろいろ議論されておりますけれども、屋外施設等も含め公の施設はまだほ

かにもあるわけでございます。そういった施設について、管理運営の状況を今後調査する考えはないかどうか、これをお伺いいたします。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えいたします。

現在、集中改革プランの策定に市では当たっております。2つ以外で市ではまだ165ほどの施設がございます。管理運営に関する目標をこれからいろんな形で掲げていきたいなというふうに考えているところでありますけれども、逐次管理運営状況を精査し、今後とも指定管理者制度の導入の図ったほうがよいものについては検討をしていきたいというふうに考えているところであります。

【19番（池田好隆君）「はい、おわります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） 次に、39番池田敏郎議員。

39番（池田敏郎君） 指定管理者の件については、ただいま3名の方からそれぞれ質問ありました。その答弁によって、1番目のほうは私は差し控えたいと思います。

次の2の、第4条の選定方法にある、団体の指定管理者の候補者として選定するには、「選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定する」とありますが、選定に当たっては選定の公平性、透明性等から選定委員会を設ける考えはないかと思えます。それには先ほどの答弁の中で、規則で別に定めて5人以内で定めて行うというふうな答弁ありましたけれども、これについては4条の後段につけ加えたらどうかと思えますが、御答弁お願いします。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 選定方法、公平かつ適正に行うためのものがございますけれども、このものについては、規則で、例えば5人以内、市長が委嘱しながら意見を聞くというふうな形になっておりますけれども、できるだけ規則の中でそういうものが取り込めるかどうかを検討してまいりたいなというふうに考えています。

議長（榊原均君） 池田敏郎議員。

39番（池田敏郎君） 私の今質問したのは、これを4条の後段のほうにつけ加えたらどうかということを言っているのですから、その点をひとつ御理解してもらいたいと思います。

規則は私らのほうに配付されるのがずっと後になると思います。そういう面から、こういうふうな重要なことについては条例につけ加えたらどうかと思っていますので、そこをひとつもう一度お願いいたします。

議長（榊原均君） 再度、答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 他の市町村を見ても、この指定管理者の指定の関係についてはそういう要項については施行規則のほうで、条文のほうには加えていないというのが実例でございますので、施行規則の中でそういうものを考えていきたいというふうに思っております。

議長（榊原均君） よろしいですか。－ はい。

これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 健康福祉部に「すくすく子育て支援課」が新設されますが、ただ単なる子育て支援課というようなことではなくて、教育委員会や、いわゆる教育委員会が管轄する学校、図書館、公民館、体育館それら、あるいは建設部は児童公園等があるわけですが、こういう事子供が育つ環境全体を、ここのすくすく子育て支援課がコーディネートできる、そういうような総合的研究調査をし、計画し、政策実行できるような機関というふうに思っているのでしょうか。そういう位置づけでいいんですか。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） お答え申し上げます。

すくすく子育て支援課新設につきましては、市長が市政の報告で述べているとおり、子育てのための行政運営上、福祉・保健・医療、教育等を横断的に一元化しまして効率的なきめの細かいサービスを行う機関として位置づけたものとして御理解願いたいと思います。当然、竹内議員御指摘の業務も含まれると思っております。

議長（榊原均君） これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 簡単にお伺いしますが、説明と実際の人員の配置と違うんじゃないかと考えられます。というのは、説明では象潟中学校の建て替え事業など事務増に対処するため教育委員会に3人増ということでした。しかし、3人増の配置は実際は教育研究所だけであって、まさか教育研究所が建て替え事業の中心になるわけではないと思うんですが、そういう設置目的じゃないと思うんです、教育研究所は。したがって、説明との違いについてどのような説明がされるんですか。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 定数条例の3名という形で竹内議員は認識しているようですけども、教育委員会の増員は、市長の施政方針でも述べましたように、象潟中学校の建設事業と並行して仁賀保中学校の建設準備作業もございます。そういうことで増大する業務量に対応するための関係部署に配置されるものであります。

また、教育研究所については、教育に関する調査研究と教職員の資質向上を図る目的で設置したものでございますけれども、中学校の建て替えとは関係なく、秋田県の教育庁からお招きする方は指導主事1名、その分は定数の増に含まれています。

また、指導主事の補助員として、例えば学校教育課の職員の兼務も含めての3名で考えております。所長が学校教育課の課長が兼務してやるということになっていきますので、そういう形の3名という形に説明していると思うんですが、直接、教育研究所の関係では増員される方は、今回お招きする方は1人というふうに理解をしていただきたいと思います。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） いずれ前の改正する前の条例では、教育委員会の人員というのは66人だったわけですね。今回69人と。そうすると、教育研究所は1人の増員であって、もう2人の方については兼務になると。したがって、中学校建て替え、両中学校の建て替え等にその2人の方は兼務だ

けれども、教育研究所と兼務だけれども、できると。したがって増員になるんだと。そういう理解でいいんですか。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 定数の関係については、今、竹内議員がお話しされたように条例では66人の中身になっていきますけれども、69人というふうになっていますので、そういうふうに理解していただいて結構だと思います。

議長（榊原均君） よろしいですか。 — はい。

次に、23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 関連しますけれども、象潟中学校建設の後に仁賀保中学校の建設が続くということですから、この教育委員会への増員は仁賀保中学校の建設が終わればその必要が薄れる、あるいはなくなる、こういうふうに解釈できますので、この時期的なことは考えているのかどうかというのが1つ目です。

それから、先ほどからありましたが、説明の段階では教育研究所との数が同数なものですから、これと一体として受けとめるのが自然だと思うわけです。この点についてはさっき説明あったので中身はいいですが、説明の仕方がちょっとこれでいいのかなというふうに思って聞いていましたので、中身を付して説明すべきではなかったかというふうに思います。

前段の業務増の仁賀保中までの増員でいいのかどうか、その点についてお尋ねします。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 現在、仁賀保中学校についてはこれから建設するというございますので、事業の進捗状況によっては定数の改定をすることになると思います。あくまで進捗状況によって、その職員の定数については改定したいというふうに考えております。

議長（榊原均君） 村上次郎議員。

23番（村上次郎君） それでは、この業務、象潟中それから仁賀保中の建設が終わればその面の仕事はほとんどなくなるということですから、その時点で現員を減らすと、あるいは他へ回すと、こういうことを考えているのかどうかということです。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 建設が終われば、減員ということで考えております。

議長（榊原均君） これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 1つ目は、職員組合との協議経過について、1回だとは思えません。大きな問題ですから。したがって、どういう経過を経てきたのか、あるいは職員組合からの意見もあったと思いますが、それらについて伺いたいと思います。

2つ目は、第4条第5項と第6項について、具体的な評価方法と規則に定める基準について。人の仕事の内容についてはかなり難しいと思うんですが、公平性を保つことができるのか、透明性を保つことができるのか、不満ができないようにきちんとできる内容になるのか。こういうことにつ

いて、評価方法について具体的に伺いたいと思います。

それから、改正になった場合、別表第1の級別職員数と構成比、あるいは財政上の影響についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 第1点目ですけれども、このものについては、2月に職員組合と団体交渉をして、そのときに組合側からは人事院勧告の見直しの提案を受けましたが、人事院勧告どおりの実施をするという旨の回答をいたしているところであります。

また、2つ目のその具体的な評価方法と規則で定める基準についてでございますけれども、評価方法については、職員の一定期間における職務の遂行上発揮された勤務成績やまた能力、態度、適正等を管理監督者が考課要素の定義に従いまして、統一的な方法で評価いたしたいというふうに考えております。

ただ、この統一的評価のシステムが、まだ現在でき上がっていないのがいろんな自治体の実例でございます。規則で定める基準は1年間良好な勤務成績をした者の昇給を4号俸として、それを基準として5段階の成績区分に分けるという形に考えております。それぞれの成績区分に基づきまして、昇給方法を定めることにしたいというふうに思っております。

また3つ目の、級別の職員数及び構成比ですが、1級が63人でございます。比率では18.1%、2級が58人の16.3%、3級が96人の27.5%、4級が67人の19.2%、5級が44人の12.6%、6級が13人の3.4%、7級が8人の2.6%となる予定でございます。

財政上の影響額については、差額支給が保障されている関係から大幅な減額とはならないというふうに考えているところであります。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 例えば、あなたは年間の成績についてこれこれの問題があったから、具体的な問題をきちんと本人がわかりましたというような形での評価ができる方法になっているのかどうか。あるいはおかしいと。したがって、私はやはりもう一回是正を求めていきたいと、そういう形でのそういう期間、どういう方法をとれるのか伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） このものにつきましては、先ほども申し上げたとおりでございます。統一的なシステムがまだでき上がっていないということでございますので、これが例えばどういうふうな形にできるか、まだ検討している段階ですけれども、ある程度具体的な方法で職員の皆さんにお示しができるのではないかなというふうには考えております。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） まだ内容については詰められておりませんでした。いつころこれつくれるんですか。それから、つくる経過の中で職員組合と団体交渉というか、話し合いができることになりませんか。

議長（榊原均君） しばらく休憩します。

午前 11 時 20 分 休 憩

午前 11 時 21 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） このものについては、できるだけ年度内に定めていきたいというふうに考えております。

また、組合からについては、要望があれば団体交渉に応じる予定でございます。

議長（榊原均君） 次に、23 番村上次郎議員。

23 番（村上次郎君） この条例制定は、公務員攻撃の一つの大きな、国からいけば目玉と、こういうふうに見えるものだと思います。改悪以外の何物でもないと思うんですが、この条例を制定することによって、職員側から見ていい点、あるいはこれはちょっと思う点がもしあれば、答弁願いたいと思います。ただし、制定する側が提案しているので、制定する側から見ての問題点でも結構です。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 今、当局側から見ればということではございましたけれども、一方的ではないというふうには思っておりますけれども、当面この現行の枠内における判定の尺度、また基準にして実施することになりますので、職員におかれましては不安がないような形で御理解をいただきたいというふうに考えているところであります。

また、新給料表におきましては、現在 55 歳の昇給停止の職員も 2 号俸昇給いたしますので、その点も改善されており、職員の皆さんからは理解がいただけるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

議長（榊原均君） これで議案第 13 号の質疑を終わります。

11 時 35 分まで休憩いたします。

午前 11 時 22 分 休 憩

午前 11 時 34 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 14 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第 16 号にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例制定についてまでの 3 件の質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号から議案第 16 号までの 3 件の

質疑は省略し、質疑を終わります。

次に、議案第 17 号にかほ市教育研究所設置条例制定についての質疑を行います。17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 研究所設置について、市内の各学校のいわゆる校長、あるいは先生方、そういう人方との意見交換をされたのか、1 つ目です。

2 つ目は、学校運営は校長の権限と考えますが、研究所と学校側の話し合いと連携をどのようにとっていくのか。

3 つ目は、それでなくとも多忙な先生方のこれ以上の負担や労働強化になるという心配は考えられないのか。

4 つ目は、運営委員会をつくるということになっていますが、委員の任務について具体的に。また、報酬や費用弁償について今後条例の中に制定する必要はないのかどうか伺います。

議長（榊原均君） 答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） お答えいたします。

教育研究所の設置条例の件につきまして、1 番目の質問につきましては、これまでにかほ市の校長会において研究施設について説明、同意を得ております。また、にかほ市には、教職員で組織しております代議員会もありまして、その場でも研究所の構想から具体的な事業計画まで説明をして、今後のあり方などを検討してもらっております。教頭会でも同様の説明をしております。そういうことから、教職員には周知されているものと思っております。

2 番目の質問でございますけれども、研究所には運営委員会を置くことにしております。この委員につきましては、校長の代表、教頭の代表、各学校の代表と研究所の所長、指導主事がある方について話し合いを持つ場になっております。各学校にはそれぞれ研修の進め方についての要望がありまして、教育委員会としてもこのような研修を進めてほしいという要望があります。それらを融合させ、連携を深めていくように、そのような委員会にしていきたいと思っております。

3 番目の件につきましては、前に述べましたように運営委員会で教職員の考えを聞き、その要望を聞きながら過度の負担にならないように考慮していきたいと思っております。また、先日行われました教職員で構成する代議員会で、これまで進めてきました事業と教育研究所の計画している事業で重なる部分が多くあったわけですが、新年度からは事業の一部を凍結しまして、教育研究所の事業を全員で進めていくことを話し合っております。これによりまして、先生方の多忙感を増大させることはなくなると思われます。

次、4 番目の御質問でございますけれども、運営委員会では教育研究所から事業についての原案を提示していただき、それについての協議を行うことにしておりまして、具体的には事業の実施、それから各事業の内容、各事業の期日、事業の運営方法など、その教育の内容を話し合っていくことにしております。また、実際の事業の運営も教育研究所にお願いすることになります。

それから、報酬及び費用弁償の件でございますけれども、運営委員の方々は校長、教頭の代表、各学校の代表、それから研究所の所長と指導主事ということになっておりますので、報酬につきましては今のところ定める考えはございません。以上です。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 過度にならないように配慮をすると。あるいは学校側の研究問題、課題とそれから教育研究所が提供する研究課題、こういうものについて、例えば、一部については、重なるものについては凍結をすると、そういうお話でした。

これまで各市において — この場合は市になったので研究所の設置というふうになったと思うんです。その場合に、そのほかのいろんな市でつくられてきて私も断片的に聞いている話ですが、やっぱりかなり忙しくなったとか、あるいは強制とまでは言われませんが、研究所からの要望というか、求めに応じていかなければならないということで調査研究というのが複雑になってきたとか、あるいは忙しくなったとかいう話を聞いているものですから、心配がないのかどうか危惧するところで、きちんと今のお話のような形でやられるということが保障されるということが — まずありますね。保障されるということがあります。

それから、教育委員会として、第3条で、「教育研究所を常に良好な状態にあるように管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運営するように努めなければならない」ということになりますので、教育委員会がきちんとやっぱりそれを見ていくと。そういうことが大切だと思うので、その点について教育長、どうですか。

議長（榊原均君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 今、次長から申し上げたように運営は努めてまいる所存であります。

多忙感というのは、習慣的に感じる面もあるわけです。個々によって、その多忙感の感じ取り方というのは違う面もありますけれども、いわゆる客観的に見て負担にならないように、そのための運営委員会というものがあるわけですから、十分運営委員会において協議を進めながら、なおかつ効果的な事業、子供たちのためになる研究推進になるように努力をしていきたいというふうに思っております。目的に沿った形で行ってまいります。

議長（榊原均君） よろしいですか。 — はい。

次に、池田好隆議員。

19番（池田嘉孝君） この提案理由にもちょっと出ておりますけれども、小・中学校教育、あるいは教職員の資質、こういったものについて現状をどんな形でとらえているのかと。

また、もう一つは、この制度と教育委員会とのかかわり、それはどうなるのかと。その辺についてひとつお尋ねをいたします。

議長（榊原均君） 答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） お答えいたします。

教育委員会とのかかわり、また資質の現状をどうとらえるかということでございますけれども、学校訪問などによって学校の様子、それから授業の様子を見ると、にかほ市内の各学校は落ち着いてきております。子供たちも教職員も意欲的に頑張っていることがわかります。各学校では子供一人一人を生かした授業が行われ、ティーム・ティーチングや小人数学習なども進められております。また、教職員の授業力も向上してきております。

ただ、秋田県が行っております学習状況調査を見ると、もっと学習意欲を持ってもらいたい、そ

ういう子供が多少いることも確かでございます。教職員としても、もう一步研修を進めていくことが必要であると考えます。そのために教職員が自分たちが必要があると考える研修とともに教育研究所で考える研修を行い、本当に力を高め充実感のある研修を進めていくことが重要だと考えております。

また、教育委員会とのかかわりにつきましては、教育研究所の所長は学校教育課長が兼務することになっております。そういうことで、教育研究所の運営につきましては教育委員会が直接かかわっていくこととなりますので、学校教育課長や市長、教育長、教育委員並びに教職員など市民の声を聞きながら教育研究所を運営していくことになっておりますので、委員会とのかかわりはそういうことでございます。以上です。

【19番（池田嘉孝君）「はい、わかりました」と呼ぶ】

議長（榊原均君） 次に、22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 最初に、この市の研究所の全国的な設置状況はどうかということと、南金浦49-2ですか、番地ありますが、具体的な場所と、その建物は増改築を要するのかどうか。3点目のことは、先ほどのやりとりで、教職員から理解を得られているというそういう答弁がありましたので、これは答弁は要りません。

として、研究所の職員の専門性が求められるのじゃないかと思われま。県から指導主事が来られるということですが、そういった指導主事その専門性は十分に確保されるということによろしいのかどうか。以上です。

議長（榊原均君） 答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） お答えいたします。

教育研究所の設置状況でございますけれども、教育研究所は、地方教育行政組織及び運営に関する法律の規定に基づいて設置されるものです。そのため、全国各地の地方公共団体で教育研究所が設置されております。県内では秋田市、鹿角市、湯沢市、それから由利本荘市、大潟村に設置されております。場所の件につきましては、教育研究所はにかほ市の教育委員会の学校教育課の中に置いて、指導主事が使用する机があればいいということで、実際の研究所は各学校とか公共機関を利用して会議をしたりすることになりますので増築等の必要はございません。

それから、研究所の職員の専門性ということですが、力量のある指導主事が配置されていることになっているもので心配はしてございません。所長は学校教育課長も兼務することになっておりまして、この方も指導主事の経験者であります。アドバイスは十分にできるものと思っております。

また、他の機関の協力につきましては、由利本荘市の指導主事、社会教育課学校指導主事が2名おります。出張所にも3名の指導主事がおります。この方々の協力も得ながら、指導主事自身もさらに力をつけて教育研究所の運営を行っていくものと思っております。以上です。

議長（榊原均君） 佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 全国的には、今のお話ですと秋田県でも5つ目ですか、ということでそんなに多くないよううかがいますが、それはそれでいいんですけれども、指導主事を机のみで出

発するという、大変あそこの建物それだけでなく狭いというので有名ですけども、その辺の十分な研究ができるような環境も整えたほうがいいのではないかなと思うんですが、将来も机のみでやるのかどうかですね。その辺もう一度聞きたいと思います。

それから、提案理由として、市の小・中学校の教育に関する調査研究及び教職員の資質の向上を図るための研修を行うということになっております。先生方の国や県との研修も当然年に何回かあるのではないかなと思われませんが、その中で市として独自の研修を行うということは大変難しいというか、きつい状況になるのではないかなと思いますが、そういった独自の研修は十分にできるかということと、それから今のお話ですと、県内で3市1村ですね、研修をにかほ市で行った場合に、そのほかの研究所を持っていない自治体のほうに対して御案内を差し上げて、幅広く先生方、あるいは教育関係の方に御案内を差し上げるのかどうか、そういうつもりがあるのかどうか、2点についてお尋ねいたします。

議長（榊原均君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） おっしゃるとおり、先生方いろいろ研修の機会がございます。それはそれで研修をしていただくわけで、なるべくさっきも申し上げましたように、先生方の負担にならないように、研究所の研修会的なものは絞った形で重点的にやる計画をしていきたいと思っております。

指導主事の机だけで云々ということありましたけれども、指導主事の先生は机に向かっているだけの仕事ではございませんで、各学校に出向いて直接指導する場合もございますし、いろんなことが考えられますので、とりあえず居場所としての机を置くと考えていただければいいのではないかなと。あそこは事務所はそんなに広くはないんですけれども、十分机を置くスペースは学校教育課のほうはございますので。あとほかの部屋も活用できるという環境にありますから、その辺は余り心配要らないのかなと思います。

あと今のところ、ほかの市の先生方を呼んで研修会するとか、そういうことは考えておりません。まず初年度、市内の先生方を対象にした事業を中心にやっていきたいというふうに考えております。

議長（榊原均君） 佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 教育研究所というからには相当立派な看板は出すのかどうかですね。看板はあるけれども、御本人はふだんいらっしやらない、机1つだということで、視察に来られた場合には、いささか格好が悪いかなという気がしますけれども。看板は大きいのを出すんですか。

議長（榊原均君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 看板ですか。あそこに入口にかほ市教育委員会の看板がございますので、スペースがあれば左側のほうのところにも余り派手でない、それなりの看板は立てたほうがいいかなとは思っております。

議長（榊原均君） いいですか。 — はい。

これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について及び議案第19号にかほ市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についての2件の質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号及び議案第 19 号までの 2 件の質疑は省略し、質疑を終わります。

ここで午後 1 時まで昼食のため休憩いたします。

午前 11 時 58 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、28 番佐藤功議員から早退の届け出が出ておりますので御報告申し上げます。

次に、議案第 20 号象潟ねむの丘条例制定についての質疑を行います。22 番佐々木正己議員の質疑を許します。

22 番（佐々木正己君） 話に入る前に、関連上 21 号に話の勢いで領域に足を踏み入れることがあるかと思いますが、その点は御容赦願いたいと思います。

最初に、指定管理者制度による具体的なねむの丘のメリットは何かということであります。

次に、管理者制度の導入によって今までの運営に変化はあるのかなのか、予想されるのかどうかということです。

それから 3 番目ですが、指定管理者と従来の支配人との関係ということですが、これは、これまでの話を、10 号の関係の話を聞いていて再質問という形のほうが質問しやすいんですが、こういうふうに書いてしまったので、その関係はどうかということであります。

議長（榊原均君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） お答えいたします。

指定管理者制度によるメリットであります。一般的でありますけれども、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため民間の能力やノウハウを幅広く活用しながら住民サービスの向上を図り、あわせて経費の節減等を図ることを目的としておりますのでこれをメリットとして考えております。

2 番目の、運営に変化が出てくるのかということですが、指定管理者の指定を受けると経営体制、経営戦略等の計画の見直しは必要と思われるので、その点による変化、改善を期待しているところであります。

それから 3 番目の、指定管理者と従来の支配人との関係でございますけれども、引き続き開発公社に委託になった場合ですが、支配人は組織の職員の 1 人でありますから、指定管理者としての指定を受けた後も現在の立場とは変わりなく、関係はそのまま継続されることとなります。以上でございます。

議長（榊原均君） 佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 10 号関係の皆さんのやりとりを聞いていて、最初に総務部長が施設に関

しては公募をしたいんだというようなことをにおわせて、その後市長が、いや公募はしないということで、引き続き財団法人、開発公社が指定管理者となってやってもらいたいというような御発言がありました。その辺で伺いたいんですが、今、開発公社の理事長は市長になっています。それで指定管理者にそのままなった場合に、名前はともかく、同じような組織でもって、単に名前が指定管理者というふうになるだけで、市長も何も一切変わらないのではないかというふうに私は思えるところがあるんですが、その辺の御所見を伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 条例上は、一般公募という形とそれから特別な事由ということでの二通り選定できるわけですが、ただ、やっぱり例えば先ほどお話ししましたように、「ねむの丘」と「はまなす」については、これまでどおりの形にしていきますけれども、ただ、今までどおりの形の運営という形ではいけないと思います。確かに私が理事長、あるいは社長になっていますけれども、これからの施設を管理運営してどういう戦略を立てていくか、どういう形で市民サービスしながら利益なら利益を上げていくかという形のものの計画書はちゃんとつくって市のほうに提出しなければなりません。

ですから、そういう見直しは、今までの流れを見ながらこれからの戦略を考えていかなくちゃならないので、今までとはまた違った形になろうかと思えます。

議長（榊原均君） 佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） そうしますと、公募はしないということになりますと、先ほども言ったように従来の責任者は両施設とも市長になりますね。そうすると、釈文上といいますか、着物は赤い着物からピンクの着物に変わるかもしれませんが、内容的には従来の営業なりそういったことで、単なる形式を整える、管理者制度に沿って形式を整えるだけで、具体的な運営なりそういったことは変化がないのではないかと気がするんですが、その辺、私の勘違いでしょうか。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） そういう一面も受けとめ方としてあると思いますけれども、極端に言うところまでどおりの管理運営という形になりますと、これはただし書きの形で今までどおりの形になっていますけれども、一方では公募によることもできるわけですよ。だから、そこに働く皆さんも、場合によっては何年かするとそういう形になるかもわからないという可能性はあるわけですよ。だから、やっぱりそういう形を踏まえながらここで働く皆さんは頑張っていたきたい。今回はこういう形でいきますと。頑張りがなければ、当然ほかのほうを選択という形になっていくと思います。

ですから、そういうことで、こういう指定者管理制度をもってそこで働く職員の皆さんも意識を新たにして、これからの管理運営に臨んでいただきたいという、意識を改革するというメリットはあると思います。

議長（榊原均君） これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号にかほ市温泉保養センターはまなす条例制定についての質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 21 号の質疑は省略し、質疑を終わります。

次に、議案第 22 号にかほ市農業委員会委員の定数等に関する条例制定についての質疑を行います。13 番加藤照美議員。

13 番（加藤照美君） 議案第 22 号に対しての質問をいたします。3 点ほどございます。

今回の提案は、小選挙区ということで提案されております。当局の考え方もわからないわけではありません。オープンにして選挙をした場合、農業委員が偏る、あるいは農地保全等を考えた場合やはり旧町単位で農業委員を配置すると、そういった関係からの小選挙区の提案かなとは思いますが、ただ、由利本荘市のようなああいう広い範囲になりますと、それは小選挙区もわからないわけではございません。にかほ市の場合はそれほど範囲も広いわけでもありませんので、小選挙区にしなくても、私はやっていけないのではないかなという気がしております。そこら辺のところの考え方をお知らせください。

それから、2 点目ですけれども、委員の定数は 18 人、選挙で選ばれる委員が 18 人となっております。あとそれ以外で選ばれるのが 6 人ということで、24 人体制ということを知っております。24 人体制でもいいんですけれども、来年から導入される経営安定対策 — 農業集落もそうですけれども — これが実施されることによって農業委員会としての活動といいますが、仕事の量が大幅にふえてくるんじゃないかなという気がしております。そういったことを考えましても、今の定数でいいのかどうか。そこら辺 18 名とした根拠をお知らせください。

次に 3 点目ですけれども、現在まで農業委員会の活動内容を見ていますと、ただ農地の移動、あるいは保全管理、そういったことのような気がしております。やはり第 6 条の第 1 項はそういうような内容ですけれども、第 2 項で規定されていることがあるわけです。きのうまで一般質問もございました。農業関係も出てきまして、農業経営、農家は本当に大変な厳しい状態であります。そういったことで、農家の方々からも頑張ってもらいたいというような答弁でありましたけれども、当局としてもそれなりのアクションを起こすべきじゃないかなと、私思います。

そういったことからしても、今までの活動にプラスして農業生産、あるいは農業経営の合理化、そしてまた農民生活に関する調査研究、そういったことも私は農業委員会としてやっていくべきじゃないかなという考えを持っているものですから、そこら辺のところ。今までの農業委員会の活動をそのまま維持していくのか、あるいは今後一歩踏み出したそういった考え方を持っているのかお聞きいたします。

議長（榊原均君） 答弁、農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（斎藤利秀君） お答えします。

1 つ目の小選挙区については、加藤議員のおっしゃったとおりでございます。合併により旧 3 町の農家・農地を一つの農業委員会が管理する、担当するというわけです。その一部の地域に委員が偏在しますと、農家の声が聞こえなくなったり、農地への目が届かなくなったりするわけです。このために合併前に協議会によりまして旧町ごとに選挙区を分けて、近くから委員が出ることによ

り農家の声が聞けて、また農地の状況が把握でき、きめ細かな支援や意見を市、県等に届けられると、そういう意味で分けたものです。

2つ目の18人で19年度からの経営安定対策ということですがけれども、次の選挙からは24名の農業委員体制ということになります。で、県、国、市町村の構造改革と同じく農業委員会にも組織改革による組織のスリム化、これが求められました。次の選挙から、先ほど言いましたけれども24名ということです。農業委員だけで19年度からということではなく、農業委員も地域のリーダーとして、また、行政とのパイプ役として1人の農業委員が近隣の2つから3つの地区を担当し、その地区の認定農業者と協力しながら対応していくこととなると思います。

3つ目の農業委員会等に関する法律第6条第2項の事務についてですが、第1項の事務については、農地法に基づく許認可など法令によりその権限に属された事項ということです。つまり第2項の事務はそれに属さない、例えば農地集積、担い手の確保、相談業務、農地のパトロール、さまざまな調査で、この間開催しましたけれども、認定農業者との意見交換会など日常の委員としての行動であります。

普段総会時、研修もありますけれども、総会時にはいろいろ専任の委員がおります。その方々から毎回、例えばJA、それから共済など変わった事項、皆に知らせなければならない事項、それを毎回報告いただきまして勉強会、それと各種の研修ですけれども、委員方、これ秋田さまざまあります。それにはできるだけ参加するよということで行っております。今現在42名ですがけれども、出かけるときはバス1台近く、全員参加は難しいこともありますけれども、そういうふうな状態があります。この安定対策につきましても加藤議員がおっしゃられたとおり、これまでとはまた一歩踏み出して、農業者の本当の代表としてこれからますます積極的に展開していかなければならないと考えております。以上です。

議長（榊原均君） これで議案第22号の質疑を終わります。

次に議案第23号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてから議案第57号平成17年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの35件の質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第57号までの35件の質疑は省略し、質疑を終わります。

次に、決算審査意見書に対しての質疑を行います。17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 1点だけ伺いたいと思います。

ページが4ページと43ページです。かなり踏み込んだ審査をしていただいたということを思いながら、有価証券出資金の名義変更について旧町名義になっていない証券が散見される。もう一つは、出資者に配当金を渡さず出資者名義に内部積み立てをし、増資をしている事例があると指摘されています。指摘された事項は、財務規則などで規定されていることが履行されていないものと考えますが、さらに詳しく具体的な内容について説明をしていただければありがたいと思います。

それからこの中で、例えば増資をしているという事例があるということになっていますから、そ

うするとこの3町の中でどの町かわかりませんが、出資による権利の前年度末現在高と決算年度末現在高というようなことが出されているわけですので、増資をしているとすれば当然ふえるというような形になると思います。その点についてはどういう状態になったのか、伺いたいと思います。

それから棚卸し等の内部牽制を高める。もっとものことだと思います、この指摘は。規則等で定められているのに実施されていないのか、あるいはそのようなマニュアルという形で書いていますが、定められていないために前例でこれまでやってきた内容になっているのか、職員との話がされていると思いますので、この点について伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 代表監査委員。小松委員。

代表監査委員（小松欽一君） 初めに、有価証券の出資者の名義が旧町名義になっていない証券が散見されるという質問にお答えいたします。

決算監査の際に、旧金浦町で保有していた有価証券の中に受取り名義人箇所が発行名義人になっていた有価証券がありましたので、速やかに変更するよう指摘をしております。

次に、出資者に配当金を渡さず出資者名義で内部積み立てをし、増資をしている事例があるという質問についてお答えいたします。

これは秋田県土地改良事業団体連合会の出資金であります。秋田県土地改良事業団体連合会では、定款で出資は1口1万円と定めております。また、定款の細部について規定しております土地改良事業振興基金業務方法書の第2条の2において、出資金の益金の一部払戻金を回転出資金として5年を限りこれを積み立てるものとし、積立金が定款で定める1口の金額に達したときは、これを出資に振りかえるものとする、そういう規定がございます。

今後においては、出資金の配当内容を確認するとともに内部積立金を固有有価証券整理簿等において把握をお願いしております。ちなみに、内部で積み立てしてありましたものが1万円を超えておりまして、これは平成17年1月31日付で1万円の株券が金浦町のほうに入っております。

それから、財務規則の規定どおりに履行されているかということですが、財務規則では部課長等は保管有価証券整理簿、保管有価証券出納簿を備え記録を整備しなければならないと定めており、旧町においては各簿冊で記録が管理されておりましたが、新市ではこれから担当部課等で整備するよう指摘をしております。

それから、棚卸しの関係でございます。棚卸しの内部牽制についてお答えを申し上げます。棚卸しとは、年度末等における資産の实在庫等を確認をし、それを評価することであり、その対象は商品、製品、仕掛品、原材料等でございます。監査時点での聞き取りによりますと、規則規定に従い実地棚卸しはされておりますが、現品確認や集計作業等がいつも同じ担当の方がやっておると伺いました。商品、製品等の資産価値が適正なのか、使用にたえない在庫品はないのか等の検証も実棚の大きな要素でございます。そういうことを踏まえ、今回の指摘とさせていただきます。以上でございます。

議長（榊原均君） これで決算審査意見書に対する質疑を終わります。

次に、議案第58号平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君）最初に、ページが23ページ、2の1の1の19であります。初めて聞いた名前ですので、どういう具体的な査察指導員負担金68万4,000円、これについて財源と具体的な業務内容について伺いたいと思います。

2つ目の生活バス路線については、きのうの一般質問等の中で話をされていますから、これについては省きます。

41ページと43ページに関連していますので、伺いたいと思います。10の3の4と10の5の7の関係です。建設委員報酬が67万2,000円の予算に対して24万8,000円の37%の支出でしたが、十分な働きがなされたのかどうかですね。回数、あるいは出席状況がどうであったのか伺いたいと思います。

それから、地質調査を9本のくい打ちで実施する造成と並行してという説明があったのですが、このくい打ちによる地質調査がやられたのかどうか。やられないとすれば新年度の予算、あるいは17年度補正で給食調理場については内諾をいただいているというお話でしたので、これ早急にやらなければならない問題だと思っておりますので、これらについて伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 査察指導員のことでお答え申し上げます。

この査察指導員というのは、秋田県から派遣されている生活保護の査察指導員でございます。財源については一般財源で充てております。

具体的な業務内容につきましては、現在の市の福祉事務所職員の生活保護担当者の教育と指導監督に当たるのが主な任務でありまして、現在職員と一緒に保護世帯を直接訪問しながら指導を願っております。17年度は総務費に計上しておりますけれども、人件費、18年度からは現在の担当課である民生費に予算措置しております。それからちなみに、派遣期間ですけれども、19年の3月末まで派遣していただくことになっております。以上です。

議長（榊原均君） 次に、答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 象潟中学校及び学校給食調理場の建てかえ事業に関連して、建設委員の十分な働きと委員会の回数等についての質問でございますけれども、建設委員会は17年の8月に学識経験者、学校関係者、PTAの役員など15名で設置いたしております。委員会の開催につきましては、意見書の提出まで4回開催いたしまして、内容につきましては全体の配置、構内のレイアウトなど十分な検討、協議がなされまして、今回の設計に反映させております。

当初予算で15人分の7回ということで予算計上しておりましたけれども、いろいろ委員の都合とありまして、4回の開催となっております。

出席状況につきましては、1回目が11人、2回目が12人、3回目13人、4回目11人の延べで47人です。この中には学校の先生などが入っております、報酬の出ない委員もおります。そういうことで、予算に対して支出がかなり落ちているということになります。

それから、ボーリング調査の件でございますけれども、これにつきましては、基礎ぐいの工法選定するために、建物が建てられる場所の9カ所にボーリング調査を行うものでして、これにつきましては既存のデータがありまして、象潟庁舎2カ所、それから九十九球場、象潟公民館などに調査

した資料がありまして、地層的には大体同じと判断しておりますけれども、転石などがあるものと思われまので、詳細に内容を確認するために今回ボーリングデータを得る必要があります実施するものでございます。それで、結果につきましては、3月中に事業実施終了する予定にしておりますのでまだ出ておりません。以上です。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） そうすると、ボーリング調査については3月中に事業発注してやるというお話でしたが、そうすると予算的にはこの中で不用額、例えば用地造成工事5,272万8,000円というふうに出ています。そういうものとの関連で、予算はどのくらい見ているのか伺いたしたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） お答えいたします。

この予算につきましては、ちょっと今記憶といたしますが、把握しておりませんので、申しわけありませんけれども、後日、返事を差し上げたいと思います。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 今、私、聞くのは3回目じゃなくて2回目ですから、答弁をいただいてませんかから。

したがって、5,272万8,000円の減額補正がされていますから、それ以外で造成費用のほかにとつてあるんですか、それとも別になるんですか。その辺、ちょっと伺います。

議長（榊原均君） 答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） ボーリング調査費につきましては、この減額予算には入ってないです。予算上はとってあります。

議長（榊原均君） 次に、22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 減額について伺います。

32ページに、斎場建設工事費が約3,000万円ほど減額になっています。それから、今お話が出た、41ページの中学校の建てかえ事業の用地造成費として約5,200万円の減となっております。恐らく事業者努力によるものであろうかと思えます。それはそれで大変結構なことなんですが、私からすれば余りにも額が多いわけで、特に41ページの5,200万円の減ということになりますと、30%を超えるという、当初から比べると30%を超えるほどの減になっているわけで、余りにも多過ぎるので、当初予算の見積もりに問題があるのではないかと思うんですが、ないとすればその辺を力説していただきたいと思えます。

議長（榊原均君） 最初のほうは、答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 斎場建設工事費に伴う3,000万円の減額でありますけれども、これは請負差額の減額でありまして、当初旧象潟町のときに工事請負費3億でございましたけれども、当初の工事の内容どおり事業が進んでおります。あくまでもこの額につきましては、工事の請け差ということで理解してもらっても結構だと思います。

議長（榊原均君） 次に、答弁教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） はい、お答えいたします。

中学校の建てかえ工事費の減額の件ですけれども、用地造成工事の当初予算については、業者のほうからの実設計をもとに予算計上したもので、予算計上の点については特別な問題はないものと思っております。

また、業者の選定についても設計提案書に基づきまして決定しており、こちらのほうも特別問題ないと思っております。そういうことから、予算残につきましては工事請負差額ということでございます。

議長（榊原均君） 佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 斎場のほうは、今お話を聞けば請負差額ということで、そんなものかなとわかるんですが、中学校の用地造成に関しては、今のお話ですと、業者が大体この程度かかるよという額を出してきて、それで算定をして、終わってみたら3割以上余ったということになりますと、変じゃないかなと思うんですが、もうちょっとわかりやすく言っていただきます。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今、教育次長がお話したこと、ちょっと違まして、前の議会のときに――前だったかな、竹内議員にもお答えしたんですけれども、これは一つの積算基準があって積算しました。量も決めて。量も決めて積算しましたが、激しい業者間の競争によってこれだけの値段が下がったというふうに御理解をいただきたいと思えます。中には設計に対して6割ぐらいで落とした業者もおりましたので、そうした形でこの差額が出てきたということで、決して甘い積算をしたわけではありません。

議長（榊原均君） これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）から議案第65号平成17年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）まで7件の質疑を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第65号までの7件の質疑は省略し、質疑を終わります。

次に、議案第66号平成18年度にかほ市一般会計予算の質疑を行います。最初に、17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 最初に12ページであります。

歳入のところ、予算総額が132億500万円。いずれ今後の事業展開で補正されるという説明もありました、当然だと思えますが、合併協議会のまちづくり計画で確認されている18年度財政計画を見ますと179億2,900万円でした。したがって、この差というのは非常に大きなものがあります。説明の中でも言われていたんですが、歳入の関係、いろんな形で抑えられているということ。

今年度予算を策定した現状から、今後の中・長期財政計画について、市長も合併協定協議会で、財政についてはこれはもうものにならないと。当然見直ししなければならないという言い方をしていますので、どのような見通しが、今年度の歳入の結果から見て予想されるのか、この点について今考えらる点について伺いたいと思えます。

具体的な内容に入っていきます。最初は 29 ページです。

15 の 2 の 2 の 2、にかほ市内に認可外保育施設があるとはちょっと認識不足でした。6 万 3,000 円認可外保育施設補助金。県の内容を見ますと、入所児童の安全確保と健康維持の観点から健康診断料などへの補助、職員研修を実施しているようですが、市内無認可保育所の現状と、保育所待機児童数について伺いたいと思います。

次、45 ページと 47 ページであります。

市民歌の作成関係予算 2 の 1 の 1 の 8 と 2 の 1 の 1 の 13 であります。

いずれ金浦町民歌は昭和 46 年、象潟町民歌は昭和 60 年、仁賀保町民歌は平成 2 年に制定され、それぞれ親しまれ歌われてきました。合併協議会の新市において調整すると確認されたことを受けて今回予算計上されたものと思いますが、それぞれの町民歌については、その土地の誇りと文化と歴史を表現したものであり、新市として保存し、後世に引き継ぐ考えがないか伺います。

象潟町の場合は、「象潟小唄」については CD に入れて保存しておりますが、町民歌をどうしますかと聞いたら、現在考えていませんという答弁を象潟町の議会の際に承っておりますので、これについて捨てるということはいまうまくないと思いますので伺いたいと思います。

それから 51 ページであります。

2 の 1 の 9 の 13 総合発展計画、国土利用計画策定業務委託料 1,200 万円について。3 月に策定のための住民検討委員会の発足が計画されています。業務委託までの住民検討委員会の活動計画と議会に対する説明についてどのように考えているのか。どこまで 1,200 万円という予算でやるのか伺いたいと思います。

それから 52 ページです。交流促進事業についてです。合併協議会の確認では、姉妹都市提携と災害協定は新市に引き継ぐとされています。今回の予算では、国際交流についてはおよそ 1,300 万円の予算を計上しております。しかしながら、松島町や吉良町、浅草 3 町会との交流のきずなを深める予算はありません。これらの町との交流について大切にするという基本姿勢が必要だと思いますが、この点についての考え方を伺いたいと思います。

議長にお願いですが、適当なところでとめてください。

54 ページです。2 の 1 の 12 の 1 情報公開・個人情報保護審査会委員報酬 6 万 2,000 円についてです。いずれ情報公開条例がありますが、現状は活用されていない状況です。協働のまちづくりをする意味からも、市民から気軽に活用してもらうように PR について一考を要するのではないかと思います。この点について伺いたいと思います。

それから 64 ページです。2 の 7 の 1 の 13、これも初めて聞く項目のような気がします。消費者保護委託料 18 万円について、委託先と事業内容について伺いたいと思います。

それから 64 ページと 65 ページで、交通安全指導員と防犯指導員それぞれ 29 人と 25 人の予算が約 530 万円計上されています。交通安全月間や決められた年間行事としての活動については十分承知をしていますが、日常的な活動として小・中学校生の登下校に対する見守り活動についても実際の活動として行うことになっているのかどうか、伺いたいと思います。

77 ページです。3 の 1 の 4 の 13 訪問型介護予防事業委託料 675 万 6,000 円について、委託先の指

導する人に予防するための知識研修が十分なされなければならないと考えますが、現状とそういう人がどの程度おってという、今後の計画について伺いたいと思います。

それから、85 ページであります。3 の 3 の 2 の 20 のうち、教育扶助費に 197 万 4,000 円の予算計上されていますが、義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品とか、あるいは通学用品とか学校給食その他義務教育に伴って必要なものというふうに範囲が決められていますが、その予算の計上内容について伺いたいと思います。

91 ページです。4 の 1 の保健衛生費についてです。その中でインフルエンザ予防注射補助についてということでのっています。実際に秋田市で予防注射をされた方から電話があったわけですが、秋田市の場合は予防注射代が 2,500 円、にかほ市でやりますと 3,958 円のように。したがって、にかほ市の場合 65 歳以上の場合、補助金が 2,258 円ですから自己負担が秋田市で注射をすると 242 円です。由利本荘市とかにかほ市で注射をすると自己負担が 1,700 円です。こういう差がなぜこういうふうに出てきているのか。直すということができないのか、医療費が高騰しているわけですからこういうことについて市としての対応がどういうふうに行けるのか伺いたいと思います。

それから 143 ページ。教育振興費の消耗品費、これ学校の先生方が一番自由な発想で授業をする、そういうことができるものだというようにして理解をしていますが、象潟町の場合、非常に少なくてもここ数年ずっと言い続けてきたんですけれども、今回旧仁賀保町、旧金浦町並みになったのではないかと。旧仁賀保町、旧金浦町、そういう関係からいくと、消耗品費の算出の基準というか根拠というか、例えば、定額幾ら、学級数に応じて幾ら、人数によると生徒数によって幾らとこういうような算定基準があってこのような予算措置がされたのか伺いたいと思います。

それから、148 ページ。象潟中学校建替事業について、基本計画の説明の場では、学校の校舎が 22 億 5,000 万円、給食センターが 3 億 5,000 万円、合わせて 26 億円です。今年度予算と実施計画を照合しますと校舎建設約 7 億 1,000 万円、19 年度、校舎、体育館、給食センター 15 億 5,000 万円、22 億 6,000 万円となっております。3 億 4,000 万円について、少ないわけですが、こういう内容についてどうなっているのか、伺いたいと思います。

149 ページです。文化施設建設検討委員会、10 の 4 の 1 の 8 文化施設建設検討委員会報償費 18 万円について。市長は早期建設すると表明しました。この予算で十分な検討ができるかと考えているのでしょうか。検討委員会の人数や活動計画内容について、細部詰めたものを伺えればありがたいと思います。

それから 153 ページと 158 ページ。一般質問でもお話をしましたが、図書館と公民館図書室、勤労青少年ホームの備品購入費について、私の理解では備品費が図書等購入費としての理解をしての質問です。200 万円、90 万円、109 万 8,000 円となっております。それぞれの蔵書内容、図書購入実態など現状分析をどのようにしてこの予算措置になったのか伺いたいと思います。

171 ページです。10 の 5 の 3 の 15 新聞等にも載っていましたが、仁賀保体育館アスベスト除去工事 1,370 万円についてです。吹きつけされている状況、アスベストの種類、面積、量、いずれ除去というのは倉庫、トイレ、通路の天井裏というふうになって露出はされていないというお話でしたが、今言った種類、面積、量どのくらいなのか伺いたいと思います。

それから、この分析を行った際に現場の大気中濃度測定をやったのかどうか。やったとすれば、基準値との関係でどのような状態になっていたのか伺いたと思います。以上です。

議長（榊原均君） 答弁は、それぞれ担当部長並びに教育次長のほうより求めます。まず最初に、総務部長、答弁をお願いします。

大変数が多いので、ゆっくり答弁漏れないようにひとつよろしくをお願いします。

総務部長（須田正彦君） お答えをいたします。

今年度の予算の策定した現状と今後の中・長期の財政計画ということでございますけれども、このものについては、一般質問等でもお答えしておりますが、総合発展計画並びにそうした基本構想、そして基本計画、実施計画に基づいて財政計画を立てていかなければならないものだというふうに考えております。いろんな中・長期の計画については、これからの財政環境の厳しい中でさまざまな事業展開、また、国の対応を見きわめながら進めていくべきでないかなというふうに考えておりますので、できるだけ将来に負担のかからないような財政計画を策定していきたいというふうに考えております。

続きまして、私のところでありますけれども、市民歌の関係でございますけれども、旧町では、それぞれ町民歌についてはその町の歴史や文化を初めいろんな自然環境などをあらわして歌にしております。事あるごとに市民の皆さんから歌われ、親しまれてきたところでありますけれども、お尋ねの保存継承についてであります。にかほ市の歴史にとっても非常に大切なものであるというふうに私は認識しております。それぞれの町で今までCD、あるいはレコード化されて、半永久的に保存可能な状態になっていることも事実であります。新市といたしましては、これからこれらを1カ所に集約して、例えば郷土資料館の所蔵品として保存に努めながら後世に残していければいいなというふうに考えているところであります。

それから、総合発展計画の策定業務の委託料の1,200万円でございますけれども、住民検討委員会の活動計画と議会に対する説明という御質問でありますけれども、このものについては、今月に第1回の委員会を予定いたしております。

第1回目の委員会では、総合発展計画、国土利用計画として市のまちづくり計画の製作や位置、そういうものを理解していただくための説明会をしていきたいというふうに考えております。

以後、住民意識調査の提案の検討やまた旧町ごとのいろんな課題の洗い出しをしていかなければならないというふうに思っています。そうしたことをアンケートの結果からの問題点を整理して、主要課題を抽出していきたいというふうに考えております。施策の関係の検討、また、施設の内容の検討といったものも、この課題の中にいろいろ考えられるんじゃないかなというふうに思います。それぞれの立場から同じような作業をして進めていきたいというふうに思います。国土利用計画の関連もありますので、おおむね10月ころまでは参画していただいて、素案がまとまり次第議会に報告して御意見を伺いたいと考えております。

なお、この予算の1,200万円の中身についてどういうことをやるのかということでございますけれども、1つ目としては、長期構想編ということで、例えば現況の評価の分析と、そして2つ目は基本計画として施策の体系の例えば体系ごとの課題の整理等をしていきたいというふうに思って

おります。また、国土利用計画では、基礎調査、また住民意向調査の把握、また、アンケート調査も基本構想と一緒にやっていきたいというふうに考えております。この1,200万円の中身につきましては、そうした一式のもろもろのものも含めた計画の事業費にいたしているところがございます。

交流促進でございますけれども、例えば松島町との交流についての基本的な考え方ですけれども、新市に引き継がれた交流事業で、例えば愛知県吉良町、宮城県松島町、そして象潟町の、馬道というのは東京の浅草だと思んですが、そのものについてはこれからも実施計画の中で双方いろいろ協議していきたいというふうに考えております。ただ、これからも交流は続けていきたいということで、例えば吉良町でございますけれども、友好親善都市ということで、平成19年度においては15周年を迎える予定になっております。吉良町にも呼びかけて、記念式典、記念イベント等を計画してみたいというふうに考えているところであります。

また松島町については、これまで行政協力員や議会議員、そしてスポーツ少年団などが双方に相互交流を毎年のように行ってきております。このものについても19年度は20周年を迎える予定になっております。そうした節目に、より一層のきずなを深めるために松島町と準備をいろんな形で記念式典等を考えていきたいというふうに思っております。

また、浅草会との交流ですけれども、このものについては、江戸時代からのつきあいだというふうに伺っておりますけれども、こうしたものについても平成20年度には姉妹地の提携の15周年を迎えることになっております。そうしたものの記念行事等をこれから計画して、きずなをより深めていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、この3つの従来やっておられました姉妹関係、またそういうきずな関係については従来どおりに進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、54ページの情報公開等でございますけれども、情報公開条例は、まず市政に関する権利を市民の皆さんに尊重していただきたいということで情報公開条例を策定いたしているところでありますけれども、より一層市政に対する理解と信頼を深めるためにも、公正で開かれた市政の一層の推進を期することを目的にして条例制定してしておるわけですので、市政に関する理解と信頼をさらに深めていただくためにも、機会を得ながらこの制度を積極的に紹介してまいりたいというふうに、今のところ情報のPRについてはそのような考え方で進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 認可外保育施設の補助金の件ですけれども、この6万3,000円の県の支出金につきましては、総事業費17万7,000円のうち市が補助するのが4分の3相当分9万5,000円であります。県からは補助する額の3分の2相当額である6万3,000円を県支出金として見込んだものであります。事業の内容としては、職員の健康診断、検便等であります。

それから、保育所への待機児童につきましては、現在のところいないということでございます。

認可外保育施設の内容につきましては、私の答弁が終わり次第、福祉事務所長から内容について説明いたします。

それから消費者保護委託料ですけれども、これは旧仁賀保町に「消費者の会」というのがありまして、長い間活動してきております。メンバーは全町民が対象ということで、運営委員は婦人団体から25名が選ばれてなっているようでございます。今まで金浦、象潟地区にはなかったものでありまして、今後広く市民に呼びかけしまして、一緒に活動していきたいということで準備を進めているところであります。名称は「にかほ市消費者の会」となるようでございます。

活動内容といたしましては、食の安全・安心のための監視、それから食品衛生協会との情報交換、最近におきましては、悪徳商法についての情報提供などからクーリングオフによる解約等も欠かせないものになっているようでございます。

目的は、消費生活に必要な知識や情報を習得しまして、消費者の意見を行政に反映させようということで、市といたしましても消費者行政の一環として、これらの団体をお願いすることになっております。

それから、交通指導員、防犯指導員は、最近各種イベントを行う際の要請による出務が多くなってきております。指導員というのは駐車場などの交通整備員ではないわけでありまして、主催者でできるものは、なるべく主催者側で対応していただきまして、これらの指導員につきましては季別の交通安全はもちろんですけれども、日常生活に密着した安全活動を活発化していただきたいと考えております。何せ隊員は民間の方々でありまして、それぞれ職業を持っている方が多いわけでありまして、通年の見守り活動はなかなか大変でありますけれども、現在の指導員を防犯パトロール隊として発足させておりますので、その機能を高めて、なるべく見守り活動にも力を入れてまいりたいと思っております。

それから訪問型介護予防事業委託料関係でございますけれども、この事業実施のための委託先は介護福祉施設、介護保健施設、あるいは社会福祉協議会を考えております。事業の実施に携わっていただく方はケアマネジャー、それから介護福祉士、ソーシャルワーカー、ホームヘルパーでありますので、特に研修の必要はないものと考えております。その他、市の職員であります保健師、栄養士、在宅看護師、それから栄養師等も訪問指導に当たることとなります。この訪問型介護予防事業はうつ病、認知症、閉じこもり予防、栄養改善などの予防活動をするものでありまして、対象者を65歳以上として、各地区の民生児童委員の方々から実態を把握していただきまして、その後、特定の高齢者を選定いたしまして、個々の介護予防を実施していくこととなります。現在、対象延べ人数は1,036名となっているようでございます。

それから、教育扶助費についてでございますけれども、この教育扶助費は生活保護制度上の扶助費の一つでありまして、基準額が小学校の場合は月額2,150円、それから中学校の場合は月額4,180円となっております。そのほか教材費、学校給食費、それから通学のための交通費等が認められまして支給しているものであります。

それから、インフルエンザ関係でございますけれども、秋田市の予防注射代金2,500円というのは、一般の方で、65歳未満の方の料金ではないかと思っております。秋田保健所に実態をお聞きしましたところ、65歳以上の高齢者の方の接種委託料は4,116円でありまして、平成17年度の個人負担額は1,500円で実施しているようであります。接種者の増加に伴いまして市の負担もふえているとい

うことから、18年度は個人負担を2,000円に予定しているということでございました。したがって、平成17年度における秋田市の負担額は1人当たり2,616円になっているようであります。

医療機関との委託は、県の医師会と各医療機関で委託契約していることから、県内の委託医療機関であれば自分の希望するところで接種できるようにはなっております。行政の負担額につきましては各市町村に任せられておりまして、にかほ市以外で接種した場合は、接種先の医療機関にかほ市で定めた委託料金を支払うこととなります。由利本荘市とにかほ市については、本荘由利郡の医師会との協議の上、接種料金を3,958円にいたしまして、個人負担は1,700円にしております。ちなみに平成17年10月から18年の1月のにかほ市における接種者数は4,239人で、市の負担額は960万円ほどになっております。以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、答弁、福祉事務所長。

福祉事務所長（佐藤秀男君） 先ほど市民部長がお答えしたとおりでありますけれども、大変紛らわしいと言いますか、わかりにくい補助金の名称になっておりまして、竹内議員がおっしゃっていましたが、市内に無認可保育所があるとはわかりませんでしたということでしたが、全くそのとおりでして市内に無認可保育所はございません。

この認可外保育施設補助金という補助金の名称でありまして、この認可外保育施設補助金については、旧仁賀保町にありますにかほ保育園に隣接しているベビー保育園、つぼみ保育園のことでございます。そのつぼみ保育園はゼロ歳児、あるいは1歳児の保育を専門にやっている施設でありまして、それにかかる特別の経費がございます。先ほど申し上げましたように、消毒、あるいは職員の検便、健康診断等の経費がかさむわけでして、それに対する園の持ち出しと市の補助金と県の補助金ということで、補助金の額をここに6万3,000円というふうにあげておりますので、よろしくお願いします。

議長（榊原均君） 次に、答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 竹内議員の質問にお答えいたします。

142ページ、教育振興費の消耗品の件でございますけれども、これにつきましては、今まで各学校で予算がそれぞれ違っておりました。そのことから、学校から要求された額が今回もいろいろまちまちでありましたけれども、前年度の各学校の予算規模、それから児童数、学級数等を考慮しながら100%まではいかないものでありましたけれども、ある程度統一した予算を計上いたしております。

この後につきましては、いろいろ検討を加えまして、竹内議員がおっしゃるとおり学級数、もしくは児童数など基準を定めまして予算要求に反映したいと思っておりますのでございます。

次に、148ページ。象潟中学校建替事業の件でございます。基本計画では、学校の校舎と給食調理場の事業費合わせて26億円ということになっておりました。18年度の当初予算計上する段階では、まだ実施設計が完了していなかったため、それぞれの事業が確定しておりませんでした。そこで、基本計画事業費には単独事業費を見込んだ18年から19年の継続費として予算計上させていただいております。そういうことから実施計画とは若干違っております。そのことで、一応差額の3億4,000万円ですけれども、これは給食調理場の事業費となっております。この後、継続費につき

ましては変更契約なども含めて、実施額が確定した後に変更させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

現段階では、一応事業費として、校舎分が約 15 億 4,000 万円、体育館の分として 6 億円、武道館分として約 1 億 3,000 万円、給食調理場の分として 4 億 1,000 万円を予定しております。合わせて 26 億 8,000 万円ほどになると思ひれます。

次、149 ページの文化施設の検討委員会の報償費の件でございます。建設検討委員会の人数につきましては、私、さきの議会で 10 人ぐらいとお話ししましたけれども、もしかすれば 10 人以上になることもあります。いずれにいたしましても、建設検討委員会を設置して、その中でどのような施設にするか、市長もお話ししましたけれども、規模や機能、駐車場、それから建設場所などいろいろ住民から意見をいただきまして、その中で検討していかなければならないものと思っております。そういうことで、突っ込んだ検討内容につきましては、今のところまだはっきりしたものは持っておりません。

次に、図書館の予算の関係についてでございます。コピア、象潟公民館、仁賀保青少年ホームの備品費がそれぞれ 90 万円、200 万円、109 万 8,000 円となっております。図書館の購入費代につきましては象潟公民館の分が 60 万円、コピアの分が 200 万円、それから仁賀保の青少年ホーム分が 80 万円で、残りの分につきましては施設の備品購入費であります。

新刊図書館の購入は、古くなった本の更新も含めまして、象潟公民館で年間約 500 冊、コピアで約 800 冊、仁賀保の青少年ホームでも約 500 冊ぐらいの購入を予定いたしております。

蔵書の内容については、3 施設合わせまして一般図書が 5 万 1,299 冊、児童図書が 1 万 6,989 冊となっております。図書館等の利用の情報や施設担当者の会議でいろいろ検討いたしまして、予算を計上したものでございます。

次に、171 ページ、仁賀保体育館のアスベストの除去工事の関係につきましては、アスベストの種類は秋田環境測定センターで分析調査したところ、アモサイトという種類のものがございます。使われている場所が、新聞でも報道されたように、倉庫とトイレ、体育館の玄関、廊下で合わせて大体 340 平米と推定いたしております。

アスベストの除去工事にかかわるアスベストの量につきましては、アスベストの厚さとかそういうものが確認できないので把握しておりませんが、アスベストの含有量につきましては、分析の結果、100 グラム中に 1.5 グラムという報告を受けております。

大気中の濃度の測定結果でございますけれども、アモサイトの繊維数濃度は 0.3 未満との報告を受けておりまして、これにつきましては、大気汚染防止法に照らし合わせまして基準以下の数値であります。飛散数値はほとんどゼロに等しいものであると思われております。以上です。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 最初に、総合発展計画と国土利用計画策定業務委託料 1,200 万円について、今の説明ではちょっとまだ不明確だと思うんですけども、委託料ですから、例えば企画会社とか、そういうところに成果品というかそういうものを委託する考え方を持っているのかどうか、それが 1 つであります。

それから、次の交流促進事業費について、それぞれ19年度、あるいは20年度に節目の年度、何周年何周年ということがあるようですが、ただ、それだけじゃなくて、にかほ市になったわけですから、これまでの旧町の交流をどう深めていくか、そういうことで相手側とのコミュニケーションといいますが、これをきちんとやる必要あるのではないかと。最初が肝心だと思いますので、その点について1つ伺いたいと思います。

それから、情報公開、個人情報保護審査会の委員の関係ですが、答弁、機会を得ながら積極的な活用をお願いしたいということによっていくと言うのですが、職員の皆さんの意識改革というか、そういうものも必要だというふうに思います。やはり、窓口に行ってもなかなか言えないとか、今でも例えば議会の傍聴でさえも、「私たち行ってもいいですか」と、そういう人がいるわけですよ。したがって、それを超えて、例えば何々を見たいと、そういうふうにして窓口に来るといのはなかなかの勇気があるわけです。したがって、それを気軽にどうぞというような形で言えるような雰囲気づくりについてひとつ考えていく必要があると思いますので、その点について。

それから、訪問型介護予防事業委託料です。ヘルパーなどそういう訓練を受けた人方がやるので特別な研修は必要ないということですが、ただ、うつとか、あるいは認知症とか引きこもりとか、これはやはりかなり難しいと思うんです。したがって、そういう人方に接する場合といのはかなり難しいんじゃないかと。きちんとした研修というか、勉強というか、そういうものが必要だと思うんです。したがって、これについてももう一度ひとつお願いしたいと思います。

それから、インフルエンザの関係、私は65歳以上の方が実際に秋田市内の病院で注射をして、にかほ市というのは金持ちだなと言われたというんですよ。たった242円しか納めなくてもいいので、2,258円も補助を受けていると。金持ちだなという話を病院でされたというんですよ。秋田市はどうですかということで、そうしたらこういう話だったということで、今の保健所の話とはちょっと違いますけれども、私ももう少し調べますけれども、補助については医師会と、できれば全県一緒であれば一番いいわけですが、安くていいわけですが、その点についての、この後インフルエンザがまた来年出るわけですので、それについてもっと深まった協議をやる必要があるのではないかと思いますので、その点について伺いたいと思います。

学校予算についてです。これは教育委員会としてどの程度把握しているかわかりませんが、私は郡内とか、あるいはにかほ、何回か調べました。というのはPTAの学級学年費です。これには教育振興費の消耗品費のそれぞれの町の額に応じて、例えば西洋紙代だとか、あるいはコピーのインク代だとかそういうところまで保護者に負担させている学校等があるんですよ。象潟町は非常に少なかったんです、この教育振興費の消耗品費が。したがって、もっとそういうPTAがどの程度負担をしているのか。これひとつ調べることを考えませんか。それで、いわゆる義務教育ですから、できるだけそういうものを負担させないような、必要なものはきちんと行政が負担をしますよと、そういう方向を考えることができないのか伺いたいと思います。

それから、中学校の建てかえ事業、今の説明ちょっとわからなかったんですけども、まだ実施設計ができていない状態なのでということで。ただ、これを見ますと、参考資料を見ますと、これ合わせますと2億2,579万4,000円。こういうことになっているわけですよ。これにはちゃんと給

食センターも校舎、体育館、給食センター建設、それから前段のほうは校舎建設となっているわけですので、これはそうすると、この事業計画参考資料というのは、数字的には今言われた26億8,000万円に直されるという、そういう理解でいいんですか。

議長（榊原均君） それでは、答弁をお願いします。確認をさせていただきます。総務部長から、再質疑がございました51ページ、それから52ページ、54ページについて答弁をお願いします。答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 成果品というお尋ねでございましたので、このものについては、成果品で委託の業者から納めていただきたいというふうに考えております。今のところ成果品500部を予定しておりますけれども、まだいろんな単価の算定をしておりますけれども、予定では500部ほどの成果品を納めていただきたいというふうに考えております。

また、交流促進ですけれども、ふるさと会やいろんな機会をとらえてお互いに話し合いを進めながら、さらに積極的な交流になるように努めてまいりたいというふうに思っております。

また、情報公開等についてでございますけれども、このものについては、市政懇談会等が結構行われておりますので、そういう場で情報公開のお話もしながら市民の皆さんにいろんな形で提供していきたいと。

また、市民ホール等については、議事録も備えつけてありますので、そういう形のものもこれから積極的にPRしながら、市民の皆さんに公開に努めていきたいというふうに考えております。また、担当者のいろんな各部署についても、そういうようなお話をこれからどういう形で市民の皆さんにより積極的な情報公開ができるかという話し合いもこれからしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（榊原均君） 次に、答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） まず最初に、訪問型介護予防関係ですが、やはり竹内議員がおっしゃるとおり、うつ、あるいは認知症につきましては相当の専門知識が必要になるかと思っております。これにつきましては、お医者さんにお願ひする部分もあろうかと思ひますけれども、委託先と十分協議しまして対応可能かどうか話し合ひまして、研修が必要ならばその研修をさせるように要請してまいりたいと思ひます。

それから、インフルエンザ関係ですが、私ども調査したものと議員調査したものとちょっと相違があるようですので、私どものほうでもう一度秋田市のほうのものを調査いたしてまいりたいと思ひます。

この後の対応でございますが、これらを含めまして詳細に調査しまして、どれくらい負担するのが妥当だか、そのように考えますので、その線で検討してまいりたいと思ひます。以上です。

議長（榊原均君） 次に、教育次長、答弁をお願いします。簡潔にお願いします。

教育次長（佐藤定夫君） お答えいたします。

教育振興費の件につきましては、当初、学校予算査定する時点で、一応議員がお話ししましたように、予算が少なくなった場合はPTAで負担するとかそういう話がありました。そういうことで、一応ある程度統一した予算規模にしないとやっぱりまずいということで、学級数とか児童数を考慮

して今回は予算措置いたしております。

ただ、他の市町村の数値につきましては、この後うちのほうで調査いたしまして、後ほど資料みたいなものを差し上げたいと思っております。

次に、中学校の建設関係でございますけれども、これにつきましては、当初予算、先ほどもお話ししましたように、当初予算の段階では基本計画の分ということですので、この資料も基本計画の分で載せてあります。この資料につきましては、総務部のほうで提出していただいたものなので、これにつきましても、一応今言った26億8,000万円の額に合わせたもので資料を作成したいと思っております。以上です。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 文化施設の建設検討委員会の報償費の関係と、それから図書館の関係とアスベストの関係について、3回目の質問をさせていただきます。

文化施設については、18万円の予算というのは、これはやっぱり当然、市長が一般質問等でも話をした内容、やっぱり調査研究を十分やると、そういうことが先行するという理解をするがゆえに、深まった調査研究やることができるのかどうか、さらにそのあたりを答弁お願いします。

それから、図書館と図書室の関係です。今言われましたが、確かに1館2室の一般図書はこういうふうにして、これは恐らく閉架図書も合わせてのものだと思います。したがって、これがきちんと整理をされたり、開架と閉架を繰り返し繰り返しやるとか、そういう形になった場合は、廃棄しなければならないもの等も当然出てくる蔵書数だと私は思うんですが、その点についてどういう把握をするつもりがあるか、これからの充実のためにですね、それについて伺いたいと思います。

それから、60万円、80万円、200万円、図書館で200万円というのは非常に少ない内容ですし、象潟で60万円とか、それから仁賀保の80万円というのは、これまでの前例のようなものを踏襲するようなものになっていないのかどうか、それについて再度、これからの図書館のあり方も含めて伺いたいと思います。

それから、仁賀保体育館のアスベスト、アモサイトというのは茶ですか、白ですか。私、横文字に弱いので茶石綿なのか、あるいは青石綿なのか白石綿なのかということのひとつ伺います。

議長（榊原均君） それでは、最初の149ページ関係、答弁、市長。

市長（横山忠長君） 一般質問でも少しお話をしましたけれども、これから委員会構成を図って、それからどういう形の中で審議をして資料をまとめていくかということもあります。ですから、委員の皆さんからもお話を聞きながら、今後補正予算を組ませていただきたい、こういうことをお願いを申し上げたいと思います。

議長（榊原均君） 次に、答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 図書館の関係につきましてお答えいたします。

図書につきましては、毎年古いものにつきましては新しいものに更新すると。ただ、種類は変えないで、その本をまた新しいものに変えると、そういうものも一応含めての予算でございます。

図書館の充実ということでございますけれども、今の3つの図書館につきましては、一応このまま今の状態でやっていきたいと、こう思っております。金浦のコピーにつきましては、前に教育長

も答弁しましたけれども、バリアフリーには向いていないと。要するに2階でありまして、2階にはトイレもないと。本館になり得るとするのはちょっと難しいので、施設につきましては今のままでやっていきたいと思っておりますけれども。

ただ、図書充実につきましては、この後、予算も絡むことなので、できるだけ多く購入して充実はしていきたいと思っております。

次、アスベストの関係ですけれども、アモサイトの色につきましては白か茶か、そこを確認しておりませんが.....。ちょっとお待ちください。— これにつきましてははっきりわかりませんので、後日調査いたしまして、御連絡差し上げたいと思います。以上です。

議長（榊原均君） どなたか課長でわかる方いませんか、今の質問に対して。

竹内賢議員

17番（竹内賢君） 例えば、青の場合は一番毒性が強い。次に毒性が強いのが茶。その次に強いのが白と、こういうふうになっているわけです。したがって、例えばこの内容で含有量が100グラム中1.5グラムというふうに言われていますから、毒性が強いものであればそれなりの除去作業というのが、白とは違った形での料金算定とか工事費になるわけですよ。したがって、関係あるので聞いていますから。

議長（榊原均君） しばらく休憩します。

午後2時40分 休憩

午後2時41分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの件につきましては、後日調べまして委員会のほうにきちんと報告をしていただきますようお願いいたします。

ここで2時55分まで休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時55分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、40番佐々木正明議員の質疑を許します。

40番（佐々木正明君） 18年度予算の執行に際して、歳出のほうで予算の執行に際して合併効果が期待されますが、にかほ市の市内の商店や印刷所など、いろいろな商店が、合併しても入札だからとか、いつも営業に来てくれるからとか言って、山形県や由利本荘市、または秋田市などの業者が仕事を持って行って、税金を納め、地元の方々を雇用しているにかほ市で働いて暮らしてい

る私たちのことをどう考えているのかという声があちらこちらで聞こえてきますが、1 款から 11 款まで通告してあります項目が関係してきますが、まず最初に市長から予算執行上合併効果を上げるための考え方について伺います。

次に、主なもの 2 点について絞って質問いたしますが、52 ページの広報費の 11 節の需用費の印刷製本費 737 万 9,000 円、また、同じ項にあります消耗品費 16 万円についてと、また、次のページの 53 ページの旅費 355 万 4,000 円についてであります。私たちが象潟町議会で昨年静岡県御前崎市に議員研修に行った際でも地元の旅行業者から見積もりをとり、そして地元の旅行業者を利用して象潟駅から切符を買って研修に行くなどして議会でも姿勢を示しているが、担当課では配慮した予算執行を私は期待するわけですが、担当としての考え方を伺います。以上です。

議長（榊原均君） 最初の質問に、答弁、市長。

市長（横山忠長君） これには合併の効果という通告もないわけでございますけれども、一つは行政組織が強化されたということは合併の効果だと思います。これからいろんな面でまちづくりに大きな力を発揮できるものと、そのように思っております。

それから、合併の効果としてはやはり人件費を主体とした歳出の削減、これは今回の 18 年度予算でも大きな額が出ております。こうしたことで、これからいろんな面で合併の効果を出していきたいなと思っております。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 1 款から 11 款までの、例えば賃金から備品等でございますけれども、このものについては、ある意味ではできるだけ前回 3 町の商工会から 3 町の議会のほうに要望出された件について、できるだけその取り扱いについては皆さんの採択された要件に合うような形で各課のほうにお願いをしているところであります。

また、旅費等につきましてはいろいろな形でできるだけ市内の業者という形でこれも考えております。

また、金額の張るものにつきましては、どうしても財務規則を尊重していかなければなりませんので、財務規則に合わせた形の予算執行にならざるを得ないというふうに御理解をいただきたいと思っております。

また、小規模の業者ということで、一般技能者に対しましても今年度から、前年度までは 30 万円の金額でありましたけれども、50 万円に引き上げし、できるだけ多くの市内の一般技能者が請け負うことができるような形で受注の機会の拡大を図っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（榊原均君） 佐々木正明議員。

40 番（佐々木正明君） 予算執行上の、合併して地元業者に大分合併効果があらわれるというふうな、市長として各担当課長に訓示とかそういうものは期待できませんか。お願いします。

議長（榊原均君） 質疑にちょっとなじまない部分がありますが、答弁、市長。

市長（横山忠長君） できる限り地元でやれるものは地元で調達したいと思っております。ただ、今、総務部長もお話ししたとおり、額が張ってくればやはりそれなりの競争性も高めていかなければ

ばなりません。そういうことで御理解をいただきたいと思います。

【40番（佐々木正明君）「終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） 次に、19番池田好隆議員。

19番（池田好隆君） 通告は5点いたしておりますけれども、一般質問、それからさきの議案質疑等で丁寧なやりとりもなされております。そのため、51ページの13節総合発展計画絡みの1,200万円、それから66ページから71ページまでのサービスセンター管理費の関係、149ページの文化施設建設の検討委員会報償18万円、これらにつきましては理解をいたしましたので質問を省略したいと思います。残る2点について御質問をいたします。

45ページでございます。総務管理費の8節に自治基本条例策定委員の報酬19万円ございます。これ、前の段階で説明あったのかもしれませんが、私ちょっと聞き漏らした関係もありますので、この基本条例の内容を若干お尋ねしたいと思います。

それから、158ページでございます。仁賀保勤労青少年ホームの管理費中、13節の委託費に1,365万8,000円計上されてございます。非常に高額な金額だと思いますが、この委託業務の内容をお知らせ願いたいと思います。

以上2点お願いをいたします。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 自治基本条例の作成の内容ということでございますけれども、このものについては、市民から委員15人ほどを選んで、いろんな条例の策定に当たりたいというふうに思っております。また、法制執行の関係から専門家による助言もこの19万円の予算の中には含まれております。

さらに、どういうことを定めるのかという内容のことでございますけれども、例えば1つとしては、自治体の運営上で最も大事にすべき理念や目指すべき方向を定めたいというふうに考えております。2つ目といたしましては、情報共有や参加・協働などの自治体運営の基本原則。3つ目といたしましては、自治体運営にかかわる市長、議会、住民の権利、そして権限の責務などをこの条例の中にうたっていきたいなというふうに思います。4つ目といたしましては、住民や住民投票など自治体運営の基本的な制度や仕組み、こういうものをこの自治基本条例の中に策定していきたいなというふうに、今のところ考えているところでございます。

議長（榊原均君） 次に、答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 仁賀保勤労青少年ホームの委託につきましてお答えいたします。

仁賀保勤労青少年ホームにつきましては、総合文化施設として建設されたもので、地上4階、地下1階の大規模な施設であります。音楽ホール、展示室、図書館、トレーニング、会議室などがあります。このため、他の施設に比べますと施設規模と機能の多さで補修管理費がかかり増しになりまして大きくなっているものであります。

委託料の内容につきましては、施設管理人の4人分、これが436万4,000円、清掃委託料が244万3,000円、舞台のつり天井の点検、これが105万円、収蔵庫の管理委託250万円、エレベーター電球の保守点検が90万4,000円、そのほか12件で504万2,000円となっております。以上です。

【19番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） 次に、22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 最初の質問ですが、通告書にない人と市長とのやりとりで私が聞くのはなくなったんですが、市長、何かつけ足すようなことがあれば感想を伺いたいと思います。

それから、次に81ページのすこやか子だから祝金ですが、議案説明によりますと第3子に10万円、4子以上20万円ということですが、たしか由利本荘市では第3子に50万円と今回定例で新聞に出たような気がするんですけども、すくすく子育て支援課というのを設置した割には第3子10万円というのは少ないのではないかなという気がしますし、第4子以上というのは、現実的にちょっと4子の方、にかほ市で出産される方はちょっと少ないので、この辺、今後6月補正に向けて増額する気がないのかということも含めて伺いたいと思います。

同じ81ページですが、放課後児童育成事業、1,000万円ほど。その中身について伺います。

91ページの斎場管理委託料とその下の斎場設備保守管理委託料ありますが、これは業者選定等を含めて、仮に同一業者に依頼をしたいとか、そういうことがあればということで、中身について伺います。

それから、148ページの中学校の建てかえ事業費ですが、先ほど来出ていましたけれども、このことについては事業計画参考資料にも18年度、19年度という2カ年にわたって金額、内容等が表に出ております。ということを見ますと、今定例の初日からいろいろ県との調整というお話が出ておりますけれども、その話の内容は進行状況がちょっと不透明だなという、お話の割には数字のほうは先行してどんどん建設のほうに向けて進んでいるような気がするわけで、既にきのうの市長のお話にも、きのうきょうの行方がどうのというお話もありましたけれども、既に県との調整は済んで、実はゴーサインが出ているのかなという気がしないでもありません。この件について御所見を伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 合併の効果については、先ほど行政組織の強化ということでお話をさせていただきました。それから、経費の縮減ということで、人件費あるわけですが、例えば旧3町の17年度の当初予算とにかほ市の18年度の当初予算を比較した場合に、特別職給与、あるいは議員報酬それから他の非常勤特別職の報償、それから職員給料合わせますと大体2億5,400万円ぐらい縮減なっております。こういうことが一つ大きな効果ではないかというふうに思っております。

予算編成で苦労したのは、やはり三位一体の改革の中でなかなか財源確保が厳しかったと。いろいろな各課から要求ありましたけれども、厳しくて、最終的にどう、これ以上切り詰めることができないという形の中で、財政調整基金を崩させていただいて予算編成をしたというのが、今回大変苦しい中での予算編成だったなと思っております。

それから、2点目としては、きのうの一般質問の中にもありましたけれども、各種団体に対する補助金、それがそれなりのいろいろ歴史、あるいはそれなりの背景がありまして、なかなか統一もっていくことができませんでした。いろいろ話し合いもしましたけれども、縮小した部分もございますけれども、いずれにしても、こういう補助金の、あるいは交付金の一元化と申しますか、均

一化と申しますか、そうした形でこれから取り組んでいかなければならないなというふうな課題を残した予算編成じゃなかったかなと思います。

議長（榊原均君） 市長、それから最後の建てかえに関連して、それも一緒に答弁願いたいと思います。

市長（横山忠長君） 建てかえですけれども、給食センターについては、秋田県のほうに文科省のほうから内示が入りました。給食センターについては、ただ、体育館の建設については、今、文科省のほうで第3次募集をやっている段階で、なかなか事務手続があって内示を出せないといえればいいか、事務手続がおくれているということらしいです。秋田県のほうでは、きのうも職員を県庁に行かせて聞かせてきましたけれども、県のほうでは大丈夫だというふうな言葉です。大丈夫だという話が出ていますので、実は議長にはお話ししてありますけれども、あした追加の形で補正予算を提案させていただきたいなというふうに思っているところです。

議長（榊原均君） 次に、答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） お答え申し上げます。

すこやか子だから祝金についてであります。これはあくまでもお祝金ということでございまして、さまざま受け取られる方によっても感じ方がそれぞれ違うのかなと思っておりますけれども、金額の多寡につきましては、市といたしましてはあくまでもお祝金であるということで、御理解願えればと思っております。今後の増額予定につきましては、現在のところ考えておりません。

それから、放課後児童育成事業委託料の中身についてでございますけれども、この事業の目的といたしましては、保護者の家庭の事情等によりまして学童保育を希望する児童を対象にいたしまして、学校から帰ってきてから一定の時間子供さんを預かるという事業であります。内容といたしましては、子供たちが家庭に帰ったような、安らぎのある環境をベースにいたしまして、集団での遊びやスポーツ、あるいは学習などを取り入れまして、規則正しい生活習慣を身につけさせようとして実施しているものであります。象潟地域におきましては保健センター、金浦地域におきましてはコミュニティーセンター、仁賀保地域におきましては仁賀保幼稚園「夢ハウス」というところで実施いたしているところでございます。

それから、斎場の管理委託料と斎場設備の保守管理委託料につきましては、これらは仁賀保斎場と象潟斎場の2カ所の人件費に係る管理委託料と電気機械設備、浄化槽、あるいは火災報知機等の補修管理委託料であります。斎場管理の委託先につきましては、ただ単に火葬業務のみならず火葬業務の一連に精通して、また、組織力があって、利用者のニーズに十分対応できるなど、総合的に判断しながらこれからお願いすることになるかと思っております。以上です。

議長（榊原均君） 佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 斎場管理委託に関してですが、これから業者を選定するというようなお答えでしたけれども、単純に今までやってきた旧町の業者ということになるのか。特にこれに関して、また資格等が、業者に何らかの資格が付与されている業者でないといけないのか、その辺を願いたいと思います。

それから、中学校建てかえですが、給食センター内示、体育館もほぼいいだろうということです。

となれば当然本体もほぼオーケーだと、そういう理解でよろしいのでしょうかね。ここまで来て本体がだめだとなると、そういうばかな話はないと思うんですが、その辺の御見解を伺いたいと思います。以上です。

議長（榊原均君） 最初に、答弁、市長。

市長（横山忠長君） これも相手があるわけですが、はっきり言って18年度確実な形で内示なり内示もらわなければ、はいとは言われません、はっきり言って。ただ、県のほうでは、給食センターもついて、あるいは体育館もあれして、じゃ学校はちょっとあれだやという形にはならないだろうというふうに話は聞いております。ですから、引き続きできるように私もこれからも頑張っていきたいと思っています。

議長（榊原均君） 次に、答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 業者選定に当たりましては、もちろん今までの経験も豊富だわけですので、現在行っている業者も視野に入れていきたいと思っております。業務の資格については特に必要ないということで話は聞いております。以上です。

議長（榊原均君） 次に、23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 66号の14ページ1款1項市民税にかかわることです。

国の政策では、もうかっているところからは税金を取らない。そして難儀しているところから広く薄くなどと言って税金を広く取っていく。そういうのが市民にもろにかぶってきていると、こういうふうに思うわけです。

そこで代表的な例なんです、ここに挙げましたけれども、公的年金と控除が引き下げられた。それから非課税措置の廃止、老年者控除の廃止、定率減税の見直し、こういう4項目について、市民にとってどのような課税額、あるいは影響があるか、そういう人数と金額がわかりましたら、試算の段階ということもあるかもしれませんが、お知らせしたいと思えます。

この課税によりまして、例えば介護保険などは段階が上がったりと、さらに負担がふえていくと、影響が広がっていくということですが、余り細かいことを言っても何ですから、大きなところお願いしたい。

次、62ページですけれども、62ページの2款5項2目指定統計調査費という項目があります。いろんな統計調査あるわけですが、これは一例として質問するわけですが、各種調査員に調査を委託する、そして終わる。その後の支払いが合併前よりも大分おくれて出ているとこういう話を聞きました。これは合併後間もないのでおけているということで、今後はもっと早目に出せるかどうか含めてお尋ねいたします。金額はそんなに多くはないんですが、難儀している人の立場ということをもっと考えるべきでないかというので質問します。

次、108ページ、飛びますけれども、6款2項19節に子吉川流域活性化センター負担金とありますけれども、これは旧3町のすべてがかかっているのでもなさそうなんですけれども、これについてセンターの事業はどういうことをしているのかということをお尋ねします。

次に、関連あるような気がしますが、122ページに8款1項19節鳥海ダム建設促進期成同盟会負担金なんです、ダムといえば長期で見れば余りいい印象もない、しかし、ダムすべて悪と

いうわけでもないわけで、もしこの負担金を出しながら鳥海ダムの建設状況、あるいはそのメリットやデメリットなど、会議録とかそういうものが負担している団体に対して示されているのかどうか。示されている内容で特徴的な点があったらお知らせ願いたいと思います。以上です。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 1つ目の公的年金等の控除の引き下げでございますけれども、税法改正により65歳以上の公的年金所得控除が140万円から120万円となり、20万円が減になっております。申告の段階でございますけれども、市民税の所得割のある人の影響は約463人。金額にいたしまして256万9,600円ほど。それでまた均等割合の人で影響を受ける人は316人というふうに今のところ想定をいたしております。

2つ目の非課税措置の廃止でございますけれども、このものにつきましては、年齢65歳以上の者のうち前年の所得金額が125万円以下の者に対する個人住民税の非課税措置を廃止したものであります。現在、市民税の均等割課税者は970人。新たに影響する人は1,416人、金額にいたしまして159万5,500円ほどの金額になると見込んでおります。

3つ目の老年者控除の廃止でございますけれども、老年者控除は48万円の廃止であります。今回の当初予算では766人、金額にいたしまして725万9,400円を見込んでおります。

4つ目の定率減税の見直しについてですけれども、平成18年の6月からこの定率減税が15%から7%に改正されます。今回の予算では特別徴収分ということで6,919人、金額にいたしまして3,458万1,300円。普通徴収者の分につきましては4,285人、金額にいたしまして1,181万6,000円ほど予算が見込まれるというふうに思っております。

続きまして、62ページの統計調査費でございますけれども、昨年10月1日に実施されました国勢調査では3町あわせて指導員が17人、調査員が159人となっております。御指摘のおくれについては国勢調査の報酬の件だと思いますけれども、国勢調査は業務量が非常に膨大なために、合併後もすべて旧町単位のまま業務を遂行してきております。その結果、報酬の支払い時期も県の審査による修正等がありまして、そのためにずれが生じたということでございます。象潟と金浦は第一次の審査結果をもとに11月10日に、仁賀保は修正後の第三次審査結果ということで12月15日に支払いしたわけでございますけれども、今後はできるだけ速やかに支払いができるように努めてまいりたいということでございますので御理解をいただきたいと思います。今回はあくまで修正等があったために支払いがずれたということで御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（榊原均君） 次に、答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 108ページの19節の子吉川流域活性化センターの負担金事業の内容でございます。これは林業関係者の木材供給づくりを推進する組織として、森林整備と林業施策活動の活性化を図ることを目的に平成3年に発足しました。

事業としては林業活性化基本方針の策定、その基本方針を達成するために必要な事業を行うということで、具体的には原木の安定生産の供給、間伐の促進、地域材の利用拡大などがございます。木材供給推進組織として本荘由利地域の地方公共団体、製材業者それから林業指導士といった方々で林業管理者によって構成されております。

子吉川流域ということでありまして、その区域は由利本荘市、にかほ市を区域としてございます。それで、対象となる面積でございますが、仁賀保地区が4,000ヘクタールでございますし、金浦地区が560ヘクタール、象潟地区が6,700ヘクタール、合わせて1万1,392ヘクタールあります。これの林業の活性化を図るための組織でございます。

それから、122ページの19節でございます。鳥海ダム建設促進期成同盟負担金に関連して、ダム建設の現状、問題、メリットなどがございますが、現状といたしまして平成16年の10月29日に策定されました河川法に基づき河川整備基本構想に基づき、子吉川水域河川整備計画が本年度に策定される見通しになります。この計画に鳥海ダムが位置づけされております。今後はこの計画に基づきまして、環境影響評価法に基づく手続の開始や概略設計等の事業計画書が作成されることとなります。

問題点としまして、ダム建設予定地周辺の土地の形状が変化することでのどのような影響が出るのかは、今後の環境アセスメントで明らかになっていくと思っておりますが、差し当たってはこれまで当該地域で生活している住民の家屋や耕作地等が水没することになりますので、このことがデメリットでありまして問題点となっております。

当該事業のメリットといたしましては、1つには治水の面で大きなメリットがあります。子吉川は古くから洪水に見舞われ流域に大きな被害をもたらしておりますが、流量調整ができることにより流域の被害が軽減されます。2つ目には、流水の正常な機能を維持することによって良質な水の確保、魚類などの生育環境、景観の保全など環境保全ができます。3つ目は、渇水時にも安定した水道水の確保が可能となります。

にかほ市としてのメリットであります。にかほ市が鳥海ダム建設促進期成同盟会に構成していることについては、鉄道や高速道路の整備促進と同様に、この地域全体の活性化を図るための基盤整備について広域的に団結して運動を展開することが効果的であり、鳥海ダムの治水、利水の直接的な受益者ではありませんが、鳥海ダムを資源とした観光事業にも多いに寄与するものとしてにかほ市への波及効果も多大なものと考えられます。以上でございます。

議長（榊原均君） 村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 話はわかりましたけれども、これによるダム建設にかかわっての負担金、そういうものが今後出てくる可能性があるのかどうかということと、それから環境アセスメントこれからということでしたけれども、今まで全然やっていなかったかどうか、わかりましたらお願いします。

議長（榊原均君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） これから負担金ということでありまして、現時点においては6万円の負担金ということでありまして、ハード的な事業については現時点ではちょっとわからない状況でございます。

それから、環境アセスメント関係、たしか鳥海ダムというふうに最初に話があったのは昭和45年当時でございます。それから具体的に事務所を持って始めたのが、国土交通省ですけれども、昭和六十何年ごろです。その間いろいろな面でそういうふうな生息調査だとかいろんな面では問題あ

るか調査しておるといふようなところ、だんだん具体的にこうなってきたなというふうな状況です。

聞いたところによりますと、秋田河川国道事務所に聞いたところによりますと、そのような面でいろいろ調査しておりますけれども、何年もなってしまったというふうなところでそれが一番の問題になっておると。地域住民の方々としては、由利本荘市の方々としては早く建設してもらえればなというふうに思っているようだけれども、なかなか予算が見つからないと、これが問題であろうというふうに聞いております。

議長（榊原均君） これで議案第 66 号の質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 3 時 33 分 散 会